

283
別冊
19

松本高等學校一覽
自一九二二年
至一九三三年



始



285
19

松本高等學校一覽

自大正十二年
至大正十三年

283-19

目次

第一學年曆

第二沿革略

第三學則



一、總則

二、學科課程

三、學年、學期、式日及休業

四、入學、在學、休學、退學及懲戒

五、成績考查、進級及卒業

六、授業料

七、服制

八、寄宿舍

目次

校寄贈本

一 三 七 七 七 四 一 〇 二 三 二 四

大正
12.11.15
寄贈

九、圖書及器械

第四 生徒心得

第五 細則

一、成績考查、進級及卒業ニ關スル細則	二四
二、服制ニ關スル細則	二九
三、寄宿者ニ關スル細則	三二
四、圖書ニ關スル細則	三三
五、學級編制	三四
六、學級主任	三七
七、生徒總代	四〇
八、修學旅行、行軍	四二
九、教員會議	四三
十、事務分掌規程	四四
	四五

第六 職員

第七 生徒

第八 卒業生

第九 生徒道府縣別表

第十 生徒年齡別表

松本高等學校校友會會則

關係法令

一、高等學校令	一
二、高等學校規程(抄)	一
三、官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程	五
四、高等學校高等科入學資格試驗規程	二四
五、專門學校入學者檢定規程	二六
六、文部省直轄諸學校官制(抄)	二七
	二九

七、文部省直轄諸學校職員定員令(抄) 三二

八、文部省直轄學校外國人特別入學規程 三三

九、臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用ニ關スル訓令 三四

十、文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規定 三四

十一、帝國大學及文部省直轄諸學校雇外國人使用ニ關スル規定 三五

附圖

本校敷地建物圖 卷末

松本高等學校一覽

第一學年曆 (自大正十三年)

大正十二年

四月十一日	第一學期始業
四月十五日	休業
七月十日	第一學期終業
七月十一日	夏季休業始
九月五日	夏季休業終
九月六日	第二學期始業
九月二十四日	休業
十月十七日	休業

(本校創立記念日)

(秋季皇靈祭)

(神嘗祭)

十月三十一日	(天長節祝日)	天長節祝賀式
十一月二十三日	(新嘗祭)	休業
十二月二十四日		第二學期終業
十二月二十五日		冬季休業始
大正十三年		
一月一日		新年祝賀式
一月七日		冬季休業終
一月八日		第三學期始業
二月十一日	(紀元節)	紀元節祝賀式
春分日	(春季皇靈祭)	休業
三月十五日		第三學期終業
三月十六日		春季休業始
四月十日		春季休業終

第二 沿革略

大正八年

四月勅令第百十二號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正セラレ本校ヲ設置セラル

同月勅令第百十三號ヲ以テ本校職員定員ヲ定メラル

同月東京外國語學校長茨木清次郎本校校長ニ任セラル

同月文部省令第十三號ヲ以テ本校ヲ長野縣松本市ニ設置シ九月ヨリ授業開始ノ旨公布セラル

同月文部省内ニ於テ事務ヲ開始ス

六月本校事務所ヲ松本市長野縣立松本中學校内ニ移ス

同月事務分掌規程ヲ定ム

七月入學者選抜試験ヲ行フ

八月教育ニ關スル 勅語謄本ヲ拜戴ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ本校學則ヲ制定ス

同月成績考査、進級及卒業ニ關スル細則、服制ニ關スル細則、圖書及器械ニ關スル細則等ヲ定ム
九月十一日生徒入學式ヲ舉行シ同十三日縣立松本中學校々舎ノ一部ヲ使用シ授業ヲ開始ス

大正九年

三月寄宿舎ニ關スル細則ヲ定ム

五月勅令第百八十號ヲ以テ本校職員定員ヲ改正シ教授十六人ヲ二十人ニ書記三人ヲ四人ニ増員セラレ同時ニ助教授一人ヲ加ヘラル

七月本校ハ長野縣松本市大字筑摩新築校舎へ移轉ス

八月本校授業料額ヲ改正ス

十月中橋文部大臣本校ヲ巡視セラル

大正十年

二月

天皇 皇后兩陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス

同月本校學則中學年學期休業日、入學ノ時期、授業料分納金額及納付定日並ニ寄宿舎ニ關スル

條項ヲ改正シ四月ヨリ實施ス同時ニ修學旅行、行軍ニ關スル細則ヲ改正ス

三月勅令第五十號ヲ以テ本校職員定員ヲ改正シ教授二十人ヲ二十五人ニ助教授一人ヲ四人ニ書記四人ヲ五人ニ増員セラル

十月

皇太子殿下ノ御影ヲ拜戴ス

十一月校長茨木清次郎東京女子高等師範學校長ニ任セラル、第六高等學校教授大渡忠太郎本校校長ニ任セラル

大正十一年

二月本校學則中特待生ノ制度ヲ廢止シ進級又ハ卒業、授業料額並ニ寄宿料額ヲ改正シ四月ヨリ實施ス同時ニ成績考査、進級及卒業ニ關スル細則、教員會議及事務分掌規程ニ關スル細則ヲ改正ス

三月寄宿舎ニ關スル細則ヲ改正ス

四月服制ニ關スル細則中冬服及夏服ニ關スル項ヲ改正ス

大正十二年

四月生徒總代ニ關スル細則ヲ改正ス

五月服制ニ關スル細則中略帽ノ項ヲ改正ス

六月本校學則中夏季休業ニ關スル項ヲ改正シ七月ヨリ實施ス

第三 學 則

第一 總 則

第一條 本校ハ大正七年勅令第三百八十九號高等學校令第一條ニ基キ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムルモノトス

第二條 本校ニハ高等科ヲ置キ之ヲ分チテ文科及理科トス

第三條 本校ノ修業年限ハ三年トス

第二 學科課程

第四條 本校各科ノ學科目及教授時數ハ大正八年三月文部省令第八號高等學校規程第一章第二節ニ依ル

各科ノ學科目程度及每週教授時數左ノ如シ

文 科

修 身

道德ノ要領、國家、社會及家族ニ對スル責務、人格修養ニ關シ必要ナル事項、我國民道德ノ體得

國語及漢文 近世、近古、中古ノ國文及上古文一般、普通漢文ノ講讀、國語、文法

國文學史大要、作文

第一外國語 發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取、文法

第二外國語 發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取、文法

歷史 日本歷史、東洋歷史、西洋歷史

地理 我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ事項

哲學概說 東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要

心理及論理 精神作用、思考ノ原則方法ノ概要

法制及經濟 帝國憲法ノ大要、日常生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項

數學 數學諸論ノ大要

自然科學 生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項

體操 教練、體操(劍道、柔道)

理科

修身 道德ノ要領、國家、社會及家族ニ對スル責務、人格修養ニ關シ必要ナル

事項、我國民道德ノ體得

國語及漢文 近世及近古ノ國文、普通漢文ノ講讀、作文

第一外國語 發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取、文法

第二外國語 發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取、文法

數學 代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分、初等力學

物理 力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣、主要ナル實驗

化學 無機化學、有機化學、主要ナル實驗

植物及動物 生物ノ形態、生理、分類、進化、主要ナル實驗

礦物及地質 礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及變遷、主要ナル實驗

心理 精神作用ノ概要

法制及經濟 帝國憲法ノ大要、日常生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項

圖畫 自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫

體操 教練、體操（劍道、柔道）

外國語ハ英語又ハ獨語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

體操ニハ劍道又ハ柔道ヲ加フルコトアルヘシ

文科

學年	學科目					
	修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理
第一學年	一	六	九	(四)	三	二
第二學年	一	五	八	(四)	五	
第三學年	一	五	八	(四)	四	

第一外國語ハ高等學校尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス 但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學年	學科目	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體操	計
		第一學年	一一			三	二	
第二學年	一〇		二	二		三	三	(三三) 二九
第三學年	一〇		二	二		三	三	(三三) 二八

理科

第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三一)	(三一)	(三〇)
	(三四)	(三四)	(三三)

學科	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	(二)四
物理		三	講義三 實驗二
化學		三	講義三 實驗二
植物及動物	二	二	(講義二) 實驗二

鑛物及地質	二		
心理		二	
法制及經濟	二		
圖畫	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(二八)	(二八)	(二八)
	(三二)	(三二)	(三二)

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義二實驗二)トハ生徒ヲシテ其一ヲ選擇セシム

第一外國語ハ高等學校尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス 但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科	第一學年	第二學年	第三學年
----	------	------	------

第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	三〇 (三三)	三一 (三四)	三一 (三四)

第三 學年、學期、式日及休業日

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ハ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニハ祝賀ノ式ヲ行フ

第八條 年中休業日左ノ如シ

一、日 曜 日

一、本校創立記念日

四月十五日

一、夏季休業

七月十一日ヨリ
九月五日ニ至ル

一、秋季皇靈祭

秋 分 日

一、神 嘗 祭

十月十七日

一、天長節祝日

十月三十一日

一、新 嘗 祭

十一月二十三日

一、冬季休業

十二月二十五日ヨリ
二月七日ニ至ル

一、紀 元 節

二月十一日

一、春季皇靈祭

春 分 日

一、春季休業

三月十六日ヨリ
四月十日ニ至ル

第四 入學、在學、休學、退學及懲戒

第九條 入學ノ時期ハ每學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十條 入學ヲ出願スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ左ノ各號ノ一ニ該

當スル者トス

- 一、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 五、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第十一條 入學ヲ志願スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ

第十二條 檢定料ハ金五圓トス

既納ノ檢定料ハ之ヲ返付セス

第十三條 入學志願者ニ對シテ體格検査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシム

第十四條 入學志願者ノ數募集人員ニ超過シタルトキハ大正八年四月文部省令第十四號官立高等學校高等科入學者選抜試験規程ニヨリ選抜試験ヲ行フ

第十五條 願ニ依リ本校ヲ退學シタル者一年以内ニ於テ再入學ヲ志願シタルトキハ同一學年以下ノ學年ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日迄ニ入學料金三圓ヲ納付スヘシ

前項ノ手續ヲ了セサルトキハ入學ノ許可ヲ取消ス

既納ノ入學料ハ之ヲ返付セス

第十七條 入學シタル者ハ規定ノ宣誓ヲ爲スヘシ

第十八條 入學シタル者ハ指定ノ期日迄ニ保證人ノ連署セル在學證書(第一號書式)ヲ戶籍謄本ト共ニ差出スヘシ

宿所ヲ變更シ又ハ戶籍上ニ異動ヲ生シタルトキハ速ニ届出ツヘシ 但シ戶籍上ノ異動ノ場合ニハ戶籍抄本ヲ添付スヘシ

第十九條 保證人ハ二名トス第一保證人ハ父兄トシ父兄ナキモノハ之ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキモノタルヘク第二保證人ハ本校所在地又ハ其ノ附近ニ居住シテ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルヘシ 但シ第一保證人ニシテ本校所在地又ハ其ノ附近ニ居住スルトキハ第二保證人

ヲ要セス

第二十條 本校ニ於テ保證人トシテ不適當ナリト認めタルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ

保證人ノ住所身分氏名等ニ異動アリタル場合ニハ其ノ都度之ヲ届出ツヘシ

第二十一條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ由リ缺席シタル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ出校ノ當日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ 但シ疾病ニ由リ七日以上引續キ缺席スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十二條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ由リ三箇月以上修學スルコト能ハサル者保證人連署ノ上休學ヲ願出ツルトキハ其ノ學年間之ヲ許可スルコトアルヘシ 但シ疾病ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十三條 休學ノ許可ヲ得タル者ニハ次學年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ修メシム

第二十四條 休學ハ同一學年ニ於テハ一回ニ限ルモノトス

第二十五條 陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第一項ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後直ニ原級ニ復セシム

第一項ニ依ル休學ニハ第二十四條ヲ適用セス

第二十六條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ノ上許可ヲ願出ツヘシ

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認めタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認めタル者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五、出席常ナラサル者

六、授業料寄宿料ノ滯納三十日ニ及フ者

七、二學年ヲ超ユルモ同一學年ニ止ル者

其ノ他學校長ニ於テ退學ニ關シ臨機ノ處分ヲナスコトアルヘシ

第二十八條 校紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒タルノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ單ニ形跡ニ拘ラス德義ニ基キテ處斷ス

第二十九條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停學、放校トス

第五 成績考查、進級及卒業

第三十條 每學年末其ノ學年ノ成績ヲ考查シテ進級及卒業ヲ定ム

第三十一條 學年成績ハ學業成績、操行及勤情ヲ考查シテ之ヲ定ム

第三十二條 學業成績ハ平素ノ學業及試験ノ成績ニ依リテ之ヲ定ム

第三十三條 試験ハ臨時及定期ニ施行ス

臨時試験ハ必要ニ應シ隨時之ヲ行ヒ定期試験ハ每學期末日ヲ定メテ之ヲ行フ

但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第三十四條 定期試験ハ各學期末其ノ學期間ニ履修シタル課業ニ就キ之ヲ行フ

第三十五條 學業成績ニ對シ評點ヲ附ス

評點ヲ分チテ學期評點及學年評點トシ各一百ヲ以テ最高點ト定ム

第三十六條 學期評點ハ其ノ學期ニ於ケル各學科目ノ學業成績ニ對シテ之ヲ附ス

學年評點ハ各學期評點ノ和ヲ三ヲ以テ除シ之ヲ定ム

各學科目學年評點ノ和ヲ學科目ノ數ヲ以テ除シタルモノヲ學年平均評點ト爲ス

第三十七條 學科目ノ種類ニヨリ評點ノ上ニ於テ一學科目ヲ以テ二學科目トシテ取扱フコトアルヘシ

第三十八條 學年平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ進級又ハ卒業セシム

一、學年評點六十未滿ノ學科目ナキ者

二、學年評點六十未滿ノモノ一學科目アルモ其ノ評點四十以上ノ者

三、學年評點六十未滿ノモノ二學科目アルモ其ノ評點一學科目四十以上他ノ一學科目五十以上ノ者

四、學年評點六十未滿ノモノ四學科目アルモ其ノ評點何レモ五十以上ノ者

第三十九條 操行及勤情ノ狀況ニ於テ不良ナリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス原級ニ止ムルコトアルヘシ

第四十條 正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ノ學期評點ハ當該學期ニ於ケル平素ノ學業成績及他ノ學期ノ學業成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四十一條 一學年間に二回定期試験ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第四十二條 卒業成績ハ各學年ノ成績ヲ平均シタルモノヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 所定ノ課程ヲ履修シ卒業シタル者ニハ卒業證書(第二號書式)ヲ授與ス

第四十四條 成績考査、進級及卒業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第七 授 業 料

第四十五條 授業料ハ一學年金五十圓トス

但シ大正九年八月迄ノ入學者ニ在リテハ金三十五圓トシ大正十一年三月迄ノ入學者ニ在リテハ金四十圓トス

第四十六條 授業料ハ各學期ニ分納スヘシ

各學期ノ分納金額及其ノ納付定日左ノ如シ

	大正十一年四月 以後入學者	大正十一年三月 迄ノ入學者	大正九年八月 迄ノ入學者	納付定日
第一學期	金二十圓	金十五圓	金十二圓五十錢	四月十五日ヨリ 同月二十日マテ
第二學期	金二十圓	金十五圓	金十二圓五十錢	九月十五日ヨリ 同月二十日マテ
第三學期	金十圓	金十圓	金十圓	一月十五日ヨリ 同月二十日マテ

第四十七條 授業料ハ缺席、停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ 但シ第二十五條ニ依リ休學

スル者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除シ其ノ他ノ休學者ニハ其ノ半額ヲ免除ス

第四十八條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス

第四十九條 轉學、退學又ハ放校ノ場合ト雖モ其ノ學期ノ授業料分納額ハ之ヲ納付セシム

第五十條 第十五條ニ依リ入學ヲ許可セラレタル者ノ授業料ハ其ノ學期ノ分ヨリ之ヲ納付セシム

第八 服 制

第五十一條 生徒ハ本校制定ノ被服ヲ着用スヘシ

但シ新入學ノ生徒ニアリテハ入學ノ日ヨリ三十日以内ハ此ノ限りニアラス

第五十二條 服制ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第九 寄 宿 舍

第五十三條 本校ニ寄宿舎ヲ置ク

第五十四條 寄宿舎ハ毎年四月ニ開キ翌年三月ニ閉ツ 期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

但シ夏季休業、冬季休業及春季休業中ハ之ヲ閉ツルモノトス

第五十五條 自宅ヨリ通學スル者及適當ナル宿所ヲ有スル者ノ外ハ寄宿舎ニ入ルヘキモノトス

第五十六條 入舎セントスル者ハ入舎願(第三號書式)ヲ差出スヘシ

第五十七條 寄宿生ハ濫リニ退舎スルコトヲ許サス

第五十八條 寄宿料ハ各月金二圓トシ定日ニ納付スルモノトス 但シ八月分ハ之ヲ徴收セス

既納ノ寄宿料ハ之ヲ返付セス

第五十九條 疾病又ハ其ノ他ノ事情ニ由リ必要アリト認ムルトキハ退舎セシムルコトアルヘシ

第六十條 寄宿舎ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十 圖書及器械

第六十一條 本校ノ圖書ハ之ヲ圖書室ニ置ク

第六十二條 本校ハ所藏圖書ノ外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第六十三條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ本校職員及生徒其ノ他特ニ學校長ノ許可ヲ得タル

者トス

第六十四條 本校ノ學術用器械ハ各所屬教室ニ置ク

第六十五條 圖書、器械ノ教授上必要ナルモノハ之ヲ生徒ニ貸付スルコトアルヘシ

第六十六條 借受ケタル圖書、器械ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス

第六十七條 借受ケタル圖書、器械ハ每學年ノ終リニ於テ指定ノ期日迄ニ返納スヘシ

但シ時宜ニヨリ隨時返納セシムルコトアルヘシ

第六十八條 本校ノ圖書、器械ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシメ又

ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第六十九條 圖書及器械ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

書式

第一號書式

金參錢
收入印紙

在學證書

(用紙美濃紙)

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ付テハ御校在學中ハ規則命令ヲ遵守可致ハ勿論
御校學籍ヲ脱シ候後ト雖モ在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ違背ナク履行可致候仍テ
保證人連署ノ上證書如斯候也

年 月 日

本籍族稱 (戶主又ハ何某何男又ハ弟)
現住所

氏

名 〇
何年何月何日生

第一保證人

本籍族稱

現住所

第二號書式

卒業證書

松本高等學校長氏名殿

學校印

右者本校ニ於テ高等科文理(理)科ノ課程ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

本人ニ對スル關係

氏

名 〇
何年何月何日生

第二保證人

本籍族稱

現住所

本人ニ對スル關係

氏

名 〇
何年何月何日生

道府縣族稱

氏

名
何年何月何日生

年 月 日

松本高等學校長位勳氏名 印

第三號書式

入 舍 願

私儀今般御校寄宿舎ニ入舎致度候ニ付御許可相成度此段相願候也

年 月 日

科 年 組

氏

名 印

松本高等學校長氏名殿

第四 生徒心得

本校生徒タルモノハ教育ニ關スル 勅語ノ 聖旨ヲ奉體シテ其ノ本分ヲ全ウセンコトヲ期シ左ノ條々ヲ服膺スヘシ

- 一、徳ヲ成シ智ヲ啓キ身體ヲ強健ニシ立身報國ノ基ヲ建ツヘシ
- 一、思想ヲ堅實ニシ操守ヲ嚴正ニシ醇厚眞摯ノ風ヲ致スヘシ
- 一、校則ヲ遵守シ師友ヲ敬愛シ和衷協同ノ實ヲ擧クヘシ

附 則

生徒心得ノ趣旨ヲ體シ如何ナル場合ニ於テモ苟モ本校生徒タル體面ヲ汚スカ如キ言行アルヘカラサルハ勿論常ニ左ノ各項ヲ心得ヘシ

- 一、校舎内ニ在リテハ所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫烟スヘカラス
- 二、諸願届書類ハ總テ學級主任ノ承認ヲ經テ生徒課ヘ差出スヘシ
- 三、達示告示等ハ直チニ知了シタルモノト認ムルヲ以テ常ニ揭示ニ注意スヘシ
- 四、生徒揭示ヲナサントスルトキハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

- 五、本校ノ建物及器物ヲ毀損シ又ハ汚染スヘカラス若シ之ヲ爲シタルトキハ辨償セシムルコトアルヘシ
- 六、本校生徒ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他學校ノ入學試験ヲ受クルコトヲ得ス集會ニ關シテハ左ノ各項ノ規定ニ依ルヘシ
- 七、集會ヲナサントスルトキハ代表者ヲ定メ集會ノ目的、種類、時日、場所等ヲ具シテ豫メ生徒監ニ願出ツヘシ
- 八、集會ノタメ本校々舎ヲ借用セントスルトキハ生徒監ニ願出ツヘシ
- 九、定期ノ集會、學術、運動等ノ會ヲ創設セントスルトキハ生徒監ニ願出ツヘク之ヲ解散シタルトキハ生徒監ニ届出ツヘシ
- 十、集會ハ休業日若ハ放課後ニ於テ之ヲ開クヘシ
- 十一、本校生徒ニシテ本校生徒以外ノ者ト共ニスル集會モ以上ノ規定ニ準スヘシ
- 十二、通學生徒ハ左ノ各項ニ注意スヘシ
- 十三、每學期始業後十日以内ニ必ス宿所ヲ届出ツヘシ

- 十三、轉宿シタルトキハ轉宿ノ當日ヨリ三日以内ニ其ノ宿所ヲ届出ツヘシ
- 十四、本校ニ於テ不適當ト認メタル宿所ハ之ヲ變更セシム

第五細則

一、成績考查進級及卒業ニ關スル細則

第一條 學科目ノ種類ニヨリ評點ニ關シテ一學科目ヲ以テ一學科目若ハ二學科目トシテ取扱ヒ之ヲ評點學科目ト名ク

各評點學科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高點トス

第二條 學期評點、學年評點、學年總評點及學年平均評點ハ評點學科目及其ノ數ニ基キテ之ヲ定ムルモノトス

第三條 各學年ニ於ケル評點學科目ノ數ヲ定ムルコト左ノ如シ

評點學科目數

國語及漢文	修身	第一學年		第二學年		第三學年	
		文甲	文乙	理甲	理乙	文甲	文乙
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	二	一	二	一	二	一

英語	獨語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	物理	化學	植物及動物
二	一	一	一				一	一			
一	二	一	一				一	一			
二	一						二	一			一
一	二						二	一			一
二	一	二			一		一	一			
一	二	二			一		一	一			
二	一						二	一	一	一	一
一	二						二	一	一	一	一
二	一	一			一		一	一			
一	二	一			一		一	一			
二	一						二	一	二	二	二
一	二						二	一	二	二	二

合評點學科目計	體操	圖畫	心理	鑛物及地質
一一一	一			
一一一	一			
一三三	一	一		一
一一三	一	一		一
一一二	一			
一一二	一			
一三三	一	一	一	
一一三	一	一	一	
一一一	一			
一一一	一			
一一二	一	〔一〕		
一一二	一	〔一〕		
一一二	一	〔一〕		

第四條 教員ハ每學期末其ノ受持學科目ニ關スル生徒ノ學業成績ヲ規定ノ用紙ニ記入ノ上教務課ニ提出スヘシ

一、制服ニ關スル細則

- 一、生徒ハ本校制定ノ被服ヲ着用スヘシ
- 但シ新入學ノ生徒ニ在リテハ入學ノ日ヨリ三十日以内ハ制服ヲ着用セサルコトヲ得
- 一、生徒ノ被服ヲ規定スルコト左ノ如シ

制服

製式	立襟
品質	ヘル、セル若ハ小倉織
色	濃紺又ハ黒
鈕釦	眞鍮 (本校所定ノモノ)
製式	正帽
品質	丸形
色	黒
前章	帽章 (本校所定ノモノ)
横章	白線 (幅二分) 二條
眼庇	黒革
頤紐	黒革 (幅三分五厘)
略帽	

〔鉢巻、濃藍色布、大凡一寸二分
白線二條〕

製品式 麥稈
前章 帽章

品質 革又ハヅツク
色 黒

製品式 卷脚絆
品質 綿布又ハ羅紗
色 黒

製品式 乘馬形
品質 羅紗
外套

色 黒
鈕 釦 冬服ニ同シ
前面十二個
背面三個

三、寄宿舎ニ關スル細則

第一條 本校寄宿舎ヲ思誠寮ト稱ス

第二條 在寮生徒ハ本校教育ノ趣旨ヲ體シテ學德ノ修養ニ勉メ和衷協同ノ習慣ヲ養フヘシ

第三條 在寮生徒ハ寮務課主任ノ指導ヲ受クヘシ

第四條 學則第五十五條及第五十六條ノ規定ニヨリ入舎ヲ願出ツルモ本寮ノ事情ニヨリ之ヲ許ササルコトアルヘシ

第五條 在寮生徒ハ八月ヲ除キ毎月寮費ヲ食費ト共ニ寮務課ニ納付スヘシ

但シ寮費ノ金額ハ別ニ之ヲ定ム既納ノ寮費ハ如何ナル事情アリトモ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

寮費取扱規程ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 在寮生徒ハ規約ヲ定メ學校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ

規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一、寮内ノ秩序整頓及風紀ニ關スルコト
- 二、清潔衛生ニ關スルコト
- 三、炊事ニ關スルコト
- 四、其他必要ナル事項

第七條 入舎シタル生徒ノ在寮期間ハ其ノ學年間トス

但シ本寮ノ事情ニヨリ再入舎ヲ許可スルコトアルヘシ

第八條 特別ノ事情ニヨリ退舎セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

但シ病氣ニヨル者ハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第九條 各室人員ノ配當ハ寮務課主任之ヲ定ム

第十條 春季、夏季及冬季休業日以外ニ於テ歸省又ハ旅行セントスルトキハ日數及旅行先ヲ明

記シ寮務課主任ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條 病氣又ハ其他ノ事故ニ由リ缺席又ハ缺課セントスルトキハ豫メ寮務課ニ届出ツヘシ

但シ已ムヲ得サルトキハ事後直チニ届出ツルモノトス

第十二條 規則ヲ犯シ又ハ寮内ノ風紀秩序ヲ亂ス者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ譴責シ又ハ退寮ヲ命ス

第十三條 在寮生徒ニシテ本校學則ニヨリ懲戒ニ處セラレタル者ハ直チニ之ヲ退寮セシム

但シ在寮ノマ、謹慎セシムルコトアルヘシ

第十四條 病氣療養ノタメ病室ニ入ラント欲スル者ハ學校醫ノ診斷書ヲ添へ寮務課ニ願出ツヘシ

第十五條 入室患者ハ學校醫ノ許可ヲ得ルニアラサレハ退出スルコトヲ得ス

第十六條 入室患者ハ總テ學校醫ノ指示ニヨリ食餌其ノ他ノ治療事項ヲ遵守スヘシ

第十七條 入室中ノ藥價ハ自辨タルヘシ

第十八條 入室患者ニ面會セント欲スル者ハ寮務課ノ許可ヲ受クヘシ入室患者ヲ看護セント欲スル場合モ又同シ

但シ傳染病ノ疑アルトキ其ノ他患者ノ病狀ニヨリテハ面會ヲ許ササルコトアルヘシ

四、圖書ニ關スル細則

- 第一條 本校ニ圖書閱覽室ヲ設ク
- 第二條 閱覽室ハ學年ノ始ニ開キ其ノ終ニ閉ツ
開閉ノ時日ハ其ノ都度之ヲ揭示ス
日曜日、祝日、大祭日、式日ニハ閱覽室ヲ閉ツ
- 第三條 本校ノ圖書ハ係員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス
- 第四條 教員ハ圖書室ニ入りテ檢索スルコトヲ得
- 第五條 各學科又ハ各課主任ハ必要ナル圖書ヲ借受ケ之ヲ教員室特別教室又ハ事務室ニ備付ク
ルコトヲ得
- 第六條 生徒ハ學則第六十五條ニ依リ圖書ノ貸付ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニハ教員ノ承認ヲ
經ルヲ要ス
- 第七條 圖書ハ教員ノ外一人三十冊以内ヲ借用スルコトヲ得
但シ必要ニヨリ此ノ貸出數ヲ増減スルコトアルヘシ

- 第八條 圖書ヲ借覽セントスルモノハ圖書課ニ就キ所定ノ證書ニ所要ノ事項ヲ記入シ捺印ノ上
之ヲ係員ニ差出スヘシ
- 第九條 貴重圖書委託圖書竝ニ特別備付^{圖書ハ}ノ圖書室外ニ携出スルコトヲ許サス
- 第十條 生徒竝ニ學則第六十三條ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ閱覽室ニ於テ圖書ヲ借覽セントス
ルモノニハ圖書閱覽票ヲ交付ス閱覽票ハ他人ニ轉貸スルヲ許サス之ヲ紛失シタル時ハ直ニ圖
書課ニ届出ツヘシ
- 第十一條 前條ノ閱覽者ハ第八條ノ手續ヲ履ミ同時ニ圖書閱覽票ヲ差出スヘシ
- 借覽圖書ヲ返納シタル時ハ閱覽票ノ返付ヲ受クヘシ
- 第十二條 前條ノ手續ヲ以テ借覽シタル圖書ハ閱覽室外ニ携出スルコトヲ得ス
- 第十三條 借受ケタル圖書ハ轉貸スルヲ許サス又同一ノ圖書ハ一部ノ外ハ借受クルコトヲ得ス
- 第十四條 借覽圖書ハ每學年ノ終ニ於テ指定ノ期日マテニ返納スヘシ
但シ隨時返納セシムルコトアルヘシ
- 第十五條 借用シタル圖書ハ鄭重ニ取扱フヘシ毀損又ハ紛失シタルモノニハ學則第六十八條ヲ

適用ス

第十六條 閱覽室ニ入ル者ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

一、喫煙、談話、音讀等スヘテ他ノ閱覽者ノ妨害トナルヘキ行爲アルヘカラス

二、制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

三、卓子、椅子等備付物品ノ位置ヲ變更スヘカラス

第十七條 總テ不都合ノ行爲アリタル時ハ圖書ノ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第十八條 學則第六十二條ニ據リ圖書ノ保管ヲ委託セントスルモノハ其ノ圖書名、著(編、譯)

者名、裝釘別、冊數及見積價格ヲ具シ委託期限ヲ定メテ學校長ノ承諾ヲ受クヘシ

第十九條 委託圖書ニハ保管證書ヲ交付ス但シ火災盜難其ノ他ノ事故ニ由リ委託圖書ニ損害ヲ

生スルコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

五、學級編制

第一條 學級ハ每學年ノ始ニ編制シ之ヲ文理(科第一)(二)(三)學年甲(乙)組ト稱ス

第二條 各學級ニ學級主任一名ヲ置ク

第三條 各學級ニ總代二名ヲ置ク

六、學級主任

第一條 學級主任ハ教員中ニ就キ學校長之ヲ命シ其ノ任期ハ一學年間トス

第二條 學級主任ハ當該學級ヲ統率シ所屬生徒ノ學業、操行、勤惰及健康ニ留意シ其ノ本分ヲ

完ウセシメンコトヲ期スヘシ

第三條 學級主任ハ所屬生徒ヨリ差出スヘキ願届書ヲ審査スヘシ

第四條 學級主任ハ所屬生徒ノ缺課度數、缺席日數及遲刻度數ノ調査ノ結果ヲ學年ノ終ニ於テ

成績考查ノ參考ニ供スヘシ

七、生徒總代

第一條 生徒總代ハ其ノ學級生徒ヲシテ候補者ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キテ學校長之ヲ命スル

ヲ常例トス其ノ任期ハ一學年間トス

但シ選舉ヲ行ハス學級主任ノ推薦ニ依リ學校長之ヲ命スルコトアルヘシ

第二條 生徒總代ハ其ノ學級ノ代表者トシテ學級主任指導ノ下ニ其ノ學級ノ秩序ニ注意シ學校

ノ命令ヲ傳達シ其ノ他諸般ノ要務ニ任スルモノトス
生徒總代ハ前項ノ外他ノ學級トノ連繫ヲ保チ全校ノ融和ヲ計ルト共ニ校風ノ自發的宣揚ニ努ムヘキモノトス

八、修學旅行、行軍

- 第一條 生徒學術上實地見學ノ爲メ修學旅行ヲ施行スルコトアルヘシ
- 第二條 教練實地演習ノ爲メ行軍ヲ施行スルコトアルヘシ
- 第三條 修學旅行及行軍ノ日數、時期、方法等ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第四條 正當ノ事由ナクシテ修學旅行又ハ行軍ニ參加セサルトキハ相當ノ處分ヲナスヘシ

九、教員會議

- 第一條 重要ナル校務ヲ審議スルカ爲メニ教員會議ヲ開ク
- 第二條 教員會議ハ教員ノ全部又ハ其ノ一部ヲ以テ之ヲ組織シ學校長ノ旨ヲ受ケテ校務ヲ審議スルモノトス
- 第三條 前條ノ外文科教員會議及理科教員會議ヲ開キ夫々文科若ハ理科ノ教授受持ノ教員ヲ以

テ之ヲ組織ス

第四條 教員ハ教員會議ニ附セント欲スル事項アルトキハ學校長ニ申出ツルコトヲ得

十、事務分掌規程

- 第一條 本校ニ教務課、生徒課、寮務課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置キ事務ヲ分掌ス
- 第二條 各課ニ主任ヲ置キ職員中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第三條 各課主任ハ學校長ノ命ヲ承ケ分掌事務ヲ整理ス
- 第四條 各課所屬ノ職員ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス
- 第五條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、學科課程ニ關スルコト
- 二、教員ノ學科目擔任及日課配當ニ關スルコト
- 三、授業及休業ニ關スルコト
- 四、教科用圖書ニ關スルコト
- 五、試業、進級、卒業及成績證明ニ關スルコト

- 六、學力檢定ニ關スルコト
 - 七、生徒ノ入學、休學及退學ニ關スルコト
 - 八、生徒ノ學籍ニ關スルコト
 - 九、學級ノ編成ニ關スルコト
 - 十、教室及教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 但シ特別教室ヲ除ク
 - 十一、修學旅行、行軍ニ關スルコト
 - 十二、生徒ノ志望學科ニ關スルコト
 - 十三、教員會議ニ關スルコト
 - 十四、參觀人取扱ニ關スルコト
 - 十五、以上ノ外教務ニ關スル一切ノ事項
- 第六條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト

- 二、生徒ノ勤惰ニ關スルコト
 - 三、生徒ノ兵役ニ關スルコト
 - 四、生徒ノ懲罰ニ關スルコト
 - 五、生徒ノ服裝取締ニ關スルコト
 - 六、生徒ノ宿所調査ニ關スルコト
 - 七、生徒ノ集會ニ關スルコト
 - 八、生徒ノ控所ニ關スルコト
 - 九、身體檢査ニ關スルコト
 - 十、體育及運動ニ關スルコト
 - 十一、以上ノ外生徒取締ニ關スル一切ノ事項
- 第七條 寮務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一、寄宿舎各室ノ設備ニ關スルコト
 - 二、生徒ノ入舎、退舎及外宿、旅行、歸省等ニ關スルコト

- 三、寄宿舎ノ警備、取締及衛生ニ關スルコト
- 四、舎費、食費ニ關スルコト
- 五、寄宿舎ノ出入商人ニ關スルコト
- 六、以上ノ外寄宿舎ニ關スル一切ノ事項

第八條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、圖書ノ保管、整理及出納ニ關スルコト
- 二、圖書印ヲ保管スルコト
- 三、圖書購入ニ關スルコト
- 四、圖書目錄編纂ニ關スルコト
- 五、圖書貸付ニ關スルコト
- 六、閱覽室及書庫ニ關スルコト
- 七、新聞、雜誌、年報、一覽等ノ保管、整理及出納ニ關スルコト
- 八、以上ノ外圖書取扱ニ關スル一切ノ事項

第九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、御眞影及 勅語ノ保管ニ關スルコト
- 二、學校長ノ官印及校印ヲ保管スルコト
- 三、文書ノ接受發送ニ關スルコト
- 四、職員ノ進退、身分及服務ニ關スルコト
- 五、職員ノ叙位叙勳ニ關スルコト
- 六、傭外國人教師ニ關スルコト
- 七、規則ノ制定及變更等ニ關スルコト
- 八、一覽、年報、統計及官報報告ニ關スルコト
- 九、儀式ニ關スルコト
- 十、宿直ニ關スルコト
- 十一、寄贈ニ關スルコト
- 十二、以上ノ外他課ノ分掌ニ屬セサル一切ノ事項

第十條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一、歳入、歳出、豫算及決算ニ關スルコト
- 二、資金ニ關スルコト
- 三、金錢ノ收支及勘定ニ關スルコト
- 四、物品ノ購入及拂下ニ關スルコト
- 五、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
- 六、土地及建物ニ關スルコト
- 七、建築及修繕ニ關スルコト
- 八、電燈、電話、給水及暖爐ニ關スルコト
- 九、金錢物品ノ諸帳簿調製ニ關スルコト
- 十、校内ノ警備、取締及洒掃ニ關スルコト
- 十一、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
- 十二、以上ノ外會計ニ關スル一切ノ事項

第十一條 各課ノ分掌事務ニシテ他課ニ關スルモノハ合議スヘキモノトス

第十二條 各課所屬ノ職員ハ擔任事務ノ外必要ニ應シ他課ノ事務ヲ補助スヘキモノトス

第六職員

學校長

理學士

大渡忠太郎

東京府士族

教授

獨語

文學士

橋本忠夫

宮城縣民

英語

文學士

美爾嘉衛七

山口縣民

西洋歷史

文學士

松本義顯

和歌山縣民

國語及漢文

文學士

岩佐重一

福井縣民

獨語

文學士

金元佑啓

石川縣民

日本歷史、東洋歷史

文學士

重原慶信

愛知縣民

植物及動物

理學士

宮地數千木

高知縣民

獨語

文學士

畑一

神奈川縣民

數學

理學士

日下部富藏

愛知縣民

圖畫 (平面幾何畫、立體幾何畫)

工學士

松根新八郎

東京府民

マスタール、オブ、アーツ (コロンビア大學) バチエラー、オブ、アーツ (スタンフォード大學)

修身語

文學士

鈴木壽

長野縣民

礦物及地質學

理學士

松野寛治

新潟縣民

自然科學

文學士

岩垂憲德

東京府民

國語及漢文

文學士

豐田臻

山口縣民

哲學及概說

文學士

横山俊平

東京府民

心理學及論理

文學士

市川恕平

長野縣民

自然科學

理學士

藤村信次

北海道民

法制及經濟學

法學士

島準人

兵庫縣民

數學

理學士

内野篤造

神奈川縣民

地理、英語

文學士 淺若 晁

英語

文學士 大 林 晏

心理及獨語

文學士 入谷 智 定

國語及漢文

文學士 金井嘉佐太郎

體操

高田 文 哉

體操 (劍道)

高田 文 哉

講師 (就職順)

高田 文 哉

自然科學 (生物)

矢澤 米三郎

圖畫 (自在畫)

藤岡 龜三郎

體操

室田 久次

植物及動物

千野 光茂

化學

新美 彦市

體操

島瀧 五郎

體操

陸軍歩兵特務曹長

中司 乙松

西洋歷史

三喜田 熊藏

體操 (柔道)

永澤 誠藏

英語

伊藤 政市

獨語

伊藤 政市

備外國人教師

獨語

アルノルド・パウエル (獨國)

書記

Arnold Bauer

獨語

内藤 泰

獨語

久保 新吾

獨語

岩波 磯夫

獨語

館崎 美定

雇員

嘱託

安藤三郎 長野縣民

和田伊豆茂 石川縣民

和泉陳平 宮城縣民

花村繁十 長野縣民

丸山雄二 東京府民

上島隆雄 長野縣民

中山喜十 長野縣民

中野郷實 長野縣民

古田孝喜 長野縣民

上杉きよ子 長野縣民

平林今朝十 長野縣民

醫學士 川久保磯太郎 長野縣民

橋詰常直 長野縣民

文科第三學年甲組

教授 入谷智定

文科第三學年乙組

教授 金元佑啓

理科第三學年甲組

教授 鈴木澤壽

理科第三學年乙組

教授 畑一技

文科第二學年甲組

教授 重原慶信

文科第二學年乙組

教授 豐田臻

理科第二學年甲組

教授 松根新八郎

理科第二學年乙組

教授 宮地數千木

文科第一學年甲組

文科第一學年乙組

理科第一學年甲組

理科第一學年乙組

生徒監

事務分課

教務課

主任

書記	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
久保新吾	淺若晁	橋本忠夫	鈴木澤壽	中村平	松根新八郎	島準人	日下部富藏	淺若晁	中村平

植物及動物教室勤務

物理教室勤務

植物及動物教室勤務

化學教室勤務

圖書教室兼地質礦物教室勤務

生徒課

主任

講助	講師	講師	教授	教授	雇	雇	雇	雇	雇	雇
中司乙松	高田文哉	室田久次	島瀧五郎	鈴木澤壽	松根新八郎	中野郷實	中山喜十	古田孝喜	上島隆雄	丸山雄二

寮務課

主任

講師 永澤誠藏

教授 中村平

(兼) 書記 安藤三郎

囑託 平林今朝十

(兼) 雇 太田伊豆茂

(兼) 雇 花村繁十

圖書課

主任

教授 岩佐重一

書記 岩波磯夫

(兼) 雇 上島隆雄

(兼) 雇 古田孝喜

(兼) 雇 上杉きよ子

庶務課

主任

欠員

安藤三郎

(兼) 雇 太田伊豆茂

書記 内藤泰

書記 館崎美定

雇 和泉陳平

雇 花村繁十

雇 上杉きよ子

第七生 徒

(大正十二年四月調)

文科第三學年甲組 (三十八人)

石川秀雄(長野)	伊藤元近(長野)	枝吉勇(東京)
江東章三郎(德島)	唐木順三(長野)	川原信男(愛知)
熊谷信夫(長野)	黒澤實(長野)	小池行政(長野)
幸王正巳(兵庫)	三溝櫻(長野)	清水英一(東京)
新海五郎(山梨)	杉浦勝夫(東京)	住友喜一(德島)
關久治(兵庫)	手塚克彦(東京)	永田謙次(長野)
橋本重美(長野)	馬場敏英(長野)	濱口勉太(和歌山)
原盛胤(長野)	平川一郎(長野)	平澤正直(長野)
福田美亮(奈良)	福林正之(北海道)	古木六郎(新潟)
増田強介(兵庫)	増田理助(長野)	松原重美(長野)

前澤辰雄(長野)	三村令二郎(長野)	宮川喜一郎(福井)
森啓二(長野)	森長雄(山梨)	山田次雄(長野)
吉村武生(長野)	若菜三郎(千葉)	

文科第三學年乙組 (三十五人)

荒川海太郎(長野)	石原周夫(鹿児島)	小穴鍾藏(長野)
小木曾恩(長野)	大島達事(神奈川)	大野有翼(東京)
河合友之(神奈川)	影山正雄(愛知)	加藤信彦(愛知)
金井温治(長野)	小池新一(東京)	小島和也(京都)
小高桂男(愛媛)	後藤安雄(長野)	小山良三(長野)
佐藤荒太郎(山梨)	角南泰象(岡山)	曾我部靜雄(德島)
高松茂雄(高知)	竹島勇(三重)	龍野健次郎(長野)
手塚友之進(長野)	長崎明(北海道)	長島俊三郎(茨城)
中條秀雄(長野)	中原好郎(長野)	中村道善(山梨)

畑 良一 (長野) 藤澤 誠 (長野) 布山千尋 (長野)
 前澤英文 (長野) 丸山重雄 (長野) 三宅富士郎 (兵庫)
 望月四郎 (山梨) 山中 壽 (長野)

理科第三學年甲組 (三十七人)

赤羽善治 (長野) 荒井正信 (長野) 飯田信夫 (大阪)
 池田 榮 (三重) 石倉武雄 (山梨) 市川美喜雄 (長野)
 小澤良太郎 (神奈川) 太田四郎 (東京) 河野修次 (長野)
 吉備政次郎 (和歌山) 木本佳房 (奈良) 倉田 猛 (長野)
 小林光一 (長野) 小松良彦 (長野) 清水紫郎 (山梨)
 霜島三郎 (神奈川) 白木六雄 (長野) 諏訪部市郎 (宮城)
 高松良夫 (長野) 瀧澤和一 (長野) 辻村恒吉 (三重)
 手塚俊一 (長野) 手束太郎 (靜岡) 寺部博五 (愛知)
 等々力 榮 (長野) 中島重雄 (神奈川) 林 重憲 (長野)

原 新一 (神奈川) 降旗三七男 (長野) 牧田瑞雄 (東京)
 松井昌雄 (長野) 松永次郎 (東京) 森 四郎 (熊本)
 森川一二 (東京) 森田諒二 (長野) 山崎國武 (東京)
 吉田辰夫 (長野)

理科第三學年乙組 (三十七人)

赤 岡 襄 (山梨) 庵 政三 (石川) 石田大次郎 (長野)
 伊藤省三 (岐阜) 猪口貞雄 (徳島) 入江卓一 (東京)
 生山昌敏 (山梨) 長田牛男 (山梨) 小野重平 (岡山)
 小山榮二 (東京) 葛城雷次郎 (福岡) 金子俊男 (靜岡)
 上城秀三 (神奈川) 木内廉平 (長野) 小松好郎 (長野)
 佐々木舜次 (長野) 篠原規休 (長野) 田 中 實 (長野)
 高野賢完 (長野) 高橋文夫 (東京) 高橋希人 (神奈川)
 武野周一 (長野) 千葉健太郎 (宮城) 鳥山袈裟治 (長野)

長島直吉(愛知) 中柴義雄(東京) 野田稻吉(山梨)
 華岡陽之助(和歌山) 濱 德太郎(長野) 福澤不二雄(長野)
 藤浪修一(愛知) 藤森賢而(長野) 藤森速水(長野)
 古屋重延(山梨) 百瀬鳴美(長野) 矢澤克己(長野)
 横澤辰雄(長野)

文科第二學年甲組 (三十八人)

葦澤 靖(長野) 天野健夫(栃木) 飯澤重一(長野)
 石黒孝一(愛知) 上田嘉弘(兵庫) 大島永俊(新潟)
 岡田武雄(長野) 落合新六(山梨) 金子克郎(長野)
 金子吉衛(埼玉) 上村芳男(山形) 河村 卓(山形)
 菅野 陞(福島) 菅田 鍊(岡山) 後藤孝弟(東京)
 小林建三(長野) 小林營篤(長野) 小松原友作(埼玉)
 志田一夫(兵庫) 清水末雄(奈良) 清水正邦(長野)

杉浦卯吉(東京) 高木 剛(岐阜) 高戸義太郎(長野)
 高柳勝彌(東京) 田中靜男(長野) 鳥海 寛(埼玉)
 新村千春(長野) 深見秋太郎(愛知) 藤森達磨(兵庫)
 増田孝男(兵庫) 町田稻尾(東京) 松澤壽一(長野)
 宮坂 準(長野) 宮下義雄(長野) 守屋學而(長野)
 柳澤五郎(長野) 和田三良(長野)

文科第二學年乙組 (三十七人)

安東英男(岡山) 伊藤正夫(東京) 市川雄吾(長野)
 大庭津喜三(静岡) 大渡 誠(東京) 岡本 達(長野)
 加藤豊三(山梨) 金井 融(長野) 河合壽雄(長野)
 木内 苧(長野) 菊池武彦(岩手) 木下英壽(和歌山)
 記録勇太郎(大分) 黒澤三郎(長野) 小島信雄(東京)
 佐藤 璨(東京) 清水保茂(山梨) 水津敏雄(島根)

鈴木鳴海(長野)	鈴木良德(栃木)	高橋順吉(岐阜)
高畑惟義(東京)	竹内藏省(長野)	竹田哲(静岡)
棚澤浩(東京)	傳田恒夫(長野)	中島健藏(東京)
新村義廣(長野)	西垣博(兵庫)	保科一清(長野)
保科胤(長野)	峰村三郎(栃木)	矢野松五郎(長野)
吉田啓介(埼玉)	吉田忠(福井)	吉田光廣(奈良)
依田文太郎(山梨)		

理科第二學年甲組 (三十九人)

秋元波留夫(東京)	雨宮榮雄(山梨)	栗野武雄(岐阜)
安藤勇三(岐阜)	池田信一郎(長野)	市川壽雄(長野)
伊東祐晴(長野)	岩波模一(長野)	大澤耕作(埼玉)
岡山俊雄(三重)	折橋研三(神奈川)	柿沼亮(東京)
笠井元治(長野)	鹿島吉十郎(富山)	加納智(長野)

城所謙吉(東京)	小西信市(徳島)	小松朝勝(長野)
近藤信一(長野)	坂西三郎(群馬)	芝周平(東京)
高橋三郎(東京)	武田信雄(長野)	田口完(滋賀)
田中直治郎(長野)	成澤英一(東京)	西尾襄(三重)
野村九州夫(東京)	畑一逸(兵庫)	平山季信(兵庫)
福澤壽(長野)	藤井和雄(鳥取)	藤本忍(東京)
三木恭平(山梨)	宮坂彦一(長野)	山田兵衛(千葉)
山野敏三(栃木)	横内鑑男(長野)	渡邊保正(静岡)

理科第二學年乙組 (四十人)

赤尾豹太(千葉)	赤須文男(長野)	雨宮孟(長野)
伊藤武(長野)	飯尾俊彦(長野)	浦野一美(長野)
遠藤勝治(静岡)	小尾秀喬(山梨)	楠瀬秀雄(東京)
郷原保(長野)	後藤勇(長野)	小林孟彦(長野)

小林秀男 (群馬)	小林良平 (長野)	小宮山新一 (長野)
佐藤信平 (新潟)	齋藤 衛 (千葉)	酒井新平 (長野)
櫻井 昌 (茨城)	清水 精 (東京)	關島喜好 (長野)
竹内 肇 (長野)	武澤 滋 (茨城)	塚本壽作 (埼玉)
寺島和夫 (長野)	中川政男 (富山)	中澤威夫 (長野)
中島紀行 (長野)	中島勇三 (山梨)	芳賀智政 (福島)
波多腰彪三 (長野)	濱田成榮 (三重)	日向千里 (山梨)
細矢八十一 (千葉)	増澤武男 (長野)	松井 清 (愛知)
圓山誠一郎 (兵庫)	村瀬三益 (愛知)	吉川俊雄 (長野)
吉澤 清 (長野)		
文科第一學年甲組 (四十人)		
青柳經男 (長野)	青柳虎之助 (長野)	有賀武四郎 (長野)
井上 薰 (千葉)	岩崎辰彌 (神奈川)	岩崎 博 (神奈川)

上原義人 (長野)	白井吉見 (長野)	遠藤一男 (長野)
萩原熊藏 (長野)	上 島 優 (長野)	川 上 悍 (長野)
唐澤德三 (長野)	北村直英 (東京)	草間修二 (長野)
楠 正 治 (和歌山)	倉科幸内 (長野)	倉科和三郎 (長野)
栗川用一 (鹿児島)	毛戸勝之助 (兵庫)	小 濱 勇 (神奈川)
澤登伊賢 (山梨)	田中要吉 (東京)	竹内要次郎 (新潟)
筒井直久 (長野)	遠山三景 (長野)	中條夏雄 (長野)
永淵 博 (佐賀)	西澤慶二郎 (長野)	野口正藏 (千葉)
橋本正一 (埼玉)	春宮千鐵 (長野)	日比耐二 (愛知)
松尾忠人 (長野)	宮 尾 堅 (東京)	三輪龍太郎 (東京)
横内生三 (長野)	渡邊銀四郎 (群馬)	濱 薰 明 (長野)
平松繁雄 (三重)		
文科第一學年乙組 (四十人)		

麻生周秀 (大分)	石澤要 (群馬)	上田午郎 (山梨)
江崎理 (長野)	圓城寺寅太郎 (長野)	大澤龍夫 (長野)
小島眞 (福井)	岡田甫 (長野)	尾高澄 (群馬)
金井勝雄 (長野)	梶芳岩男 (長野)	梶原昌夫 (長野)
黑澤平八郎 (長野)	小西順一 (東京)	小林光雄 (長野)
三才笹吉 (長野)	芝春雄 (大阪)	杉村進 (山梨)
瀧澤平吉 (神奈川)	多々良勝 (佐賀)	寺村平八 (長野)
富田巖 (東京)	内藤留一 (愛知)	中澤周平 (長野)
西出門七 (三重)	花岡守人 (長野)	林明 (長野)
正田敏男 (靜岡)	穂苅文雄 (長野)	前田滋 (京都)
松橋修一 (長野)	眞島善三郎 (長野)	師井龍夫 (島根)
山下俊夫 (北海道)	矢澤克 (長野)	湯本修治 (長野)
横山知三 (岡山)	吉田哲郎 (東京)	渡邊一郎 (群馬)

渡邊鈴一 (愛知)

理科第一學年甲組 (四十八)

飯田武夫 (愛知)	飯沼常治 (長野)	岩波健彦 (長野)
白居佐敏 (長野)	遠藤匡己 (長野)	小原亮雄 (長野)
大岡清助 (新潟)	柿沼義男 (埼玉)	河合博 (岐阜)
川島壽雄 (歌和山)	北原有文 (長野)	北原與士郎 (長野)
倉科忠治 (長野)	桑原春雄 (熊本)	小林宏治 (山梨)
鹽原潔 (群馬)	篠崎通彦 (茨城)	霜一男 (茨城)
須山文吾 (長野)	瀬戸茂雄 (神奈川)	瀬戸尙 (長野)
田中冲平 (長野)	武井篤 (長野)	武井功 (長野)
武居不美丸 (長野)	西澤清水 (長野)	萩野延次郎 (東京)
林淨造 (長野)	林谷喜興治 (兵庫)	福澤平八郎 (長野)
藤本喜代太 (岡山)	藤本照戶 (長野)	松深動 (長野)

三井 博(長野) 水橋東作(長野) 綠川 健(三重)
 耳塚勝太郎(長野) 横山 壽(高知) 吉澤幸祐(神奈川)
 吉野兼孝(長野)

理科第一學年乙組 (三十九人)

新井 宏(群馬) 伊藤源一(愛知) 池上隆祐(長野)
 井上代三郎(長野) 尾林秀春(山梨) 太田武兵衛(長野)
 荻生治雄(福島) 長田重次(山梨) 小池正雄(千葉)
 小山辰男(長野) 向後 勉(千葉) 里田 勳(鳥取)
 杉村三郎(東京) 關口英策(神奈川) 田中 勇(長野)
 宮澤三郎(長野) 高木憲正(長野) 武内豪一(岡山)
 塚田一雄(愛知) 鳥羽光三(長野) 鳥山清麿(長野)
 平野宗治(富山) 藤澤武夫(兵庫) 松井重次郎(東京)
 松林綾太(長野) 松原 淳(長野) 松本進平(新潟)

丸田公雄(長野) 三浦武夫(長野) 村澤貞雄(長野)
 森 堅志(長野) 百瀬孝男(長野) 矢崎茂二(千葉)
 柳澤源吉(長野) 柳澤利喜雄(長野) 山口善次(長野)
 横内 孝(長野) 吉岡克一郎(長野) 渡邊 進(群馬)

第八 卒業生

大正十一年三月第一回卒業生

文科 (甲)

- 東經渥美季次(東京) 京法鮎川元一郎(千葉) 東文伊藤忠雄(長野)
- 東法小口三藏(長野) 東法小倉明(千葉) 東法折井雄次(長野)
- 東法柿澤善四郎(長野) 東經片倉五郎(長野) 東法上條勇(長野)
- 東文上條憲太郎(長野) 京法草間英一(長野) 東法工藤友惠(長野)
- 東經熊谷友視(長野) 東法倉下德永(長野) 東法倉島至(長野)
- 東法倉田一(長野) 東文小關直一(千葉) 東法小林六之助(長野)
- 東法瀧清彦(東京) 東法寺澤一郎(長野) 京經中澤成美(長野)
- 東文中村忠雄(長野) 東經野々山廣三郎(長野) 東經野村豐二(長野)
- 東經藤澤擴(長野) 東文堀秀彦(石川) 增澤茂樹(長野)

姓名ノ上ニ記載セル東ハ東京帝國大學、京ハ京都帝國大學、九ハ九州帝國大學、東北ハ東北帝國大學、新ハ新潟帝國大學、千ハ千葉帝國大學、慶ハ慶應大學、法ハ法學部、文ハ文學部、工ハ工學部、理ハ理學部、經ハ經濟學部、農ハ農學部、醫ハ醫學部

文科 (乙)

- 東文松永修治(岐阜) 東文宮崎市定(長野) 東經村井精一(茨城)
- 東法村上昭房(京都) 東經森源藏(神奈川) 東經吉澤文三郎(長野)
- 東文渡邊良貞(新潟)
- 東經赤羽元之助(長野) 東法淺澤直人(長野) 東法飯泉補助(神奈川)
- 東法池田英彦(長野) 東法伊藤敬事(長野) 東法井上泰忠(兵庫)
- 京文臼井二尙(長野) 東法大須賀兵吉(愛知) 東法河西東一(長野)
- 東文上條博人(長野) 東經城戸崎秀雄(東京) 東文小西謙(石川)
- 京法西海枝信隆(山形) 東法三枝守久(東京) 東經齋藤利忠(群馬)
- 東文酒井由郎(新潟) 東文櫻井和市長(長野) 東文島幸治(長野)
- 東經鈴木勇(東京) 東法高田琢磨(東京) 東文田口雄一(長野)
- 東法竹前文士(長野) 東文田島務三(長野) 東文永井修(千葉)
- 東文波外野通敏(長野) 東法原和雄(山梨) 東文原田和三郎(群馬)

東法平山 禎(長野) 東法藤田清太郎(岩手) 東又藤野義夫(新潟)
 東經松原尙雄(東京) 東文宮坂利明(長野) 東又望月市惠(長野)
 東法百瀬次重(長野) 東經吉岡進(東京) 東又吉田實(三重)
 東文和合恒男(長野)

理科 (甲)

東農淺川武男(山梨) 東理阿部徹(愛媛) 九工伊藤茂利三(靜岡)
 新醫今井與六(長野) 京工遠藤主馬(長野) 東北醫遠藤敏夫(宮城)
 東工太田成三(東京) 東農岡本一郎(三重) 千醫荻江靜雄(長野)
 東工小口覺(長野) 京工押田安之助(東京) 東農川口理(神奈川)
 東農木村尙文(東京) 東文倉田豐茂(山梨) 東北醫小島信(長野)
 京理小藤甫(島根) 九工小林幸治(長野) 京理小林種樹(北海道)
 京理佐々憲三(愛知) 京醫膳所正俊(大分) 東文田中長男(長野)
 東工新島良三(群馬) 東工西里信夫(京都) 東理野本伯(長野)

新醫萩原敏(茨城) 東工平出鍊一(長野) 京工藤本紫郎(長野)
 東農宮澤勇夫(長野) 東文百田治朗(山梨) 東農森政勝(長野)
 東工守屋愿資(山梨) 東理渡邊新六(栃木)

理科 (乙)

京工青柳道夫(長野) 東醫天引忠定(群馬) 東農家永竹彦(東京)
 東理犬飼文人(長野) 東醫大木玄一(栃木) 東醫太田敬三(長野)
 東理小平吉男(長野) 東醫成島正(山梨) 東醫幡野悅榮(愛知)
 京醫林彌一郎(岐阜) 東理原卓二(德島) 東醫藤森寬美(長野)
 東醫藤森芳夫(長野) 東醫降旗金彌(長野) 東醫持田敏雄(福井)
 京醫矢崎茂一(千葉) 東理矢澤浩(長野) 京醫山岡直衛(長野)
 東醫山崎榮竈(東京) 東農山村富士雄(長野)

大正十二年三月第二回卒業生

文科 (甲)

東經雨宮文男(山梨)	東法池田次郎(長野)	東法大里忠二(長野)
東文岡部佐太郎(兵庫)	東文落合欽吾(山梨)	東法小野威(東京)
東經折井幸一(長野)	東法柿原又男(佐賀)	東文金井太郎(長野)
東經神永三四郎(茨城)	東經上村富太郎(長野)	東文川上俊秀(新潟)
東法川田半三郎(香川)	東文北原武彦(長野)	東法黑河内平助(長野)
東法小林茂彌(長野)	東文櫻井近雄(長野)	東法清水清(長野)
東法會根原弘(長野)	東文田中彦安(岐阜)	東經中島博吉(兵庫)
東文中村一男(長野)	教員中村寅(長野)	東經林榮一(愛知)
東經原善一郎(長野)	教員原田大六(千葉)	東經福留健男(高知)
教員藤澤三郎(長野)	東法藤澤光雄(長野)	京經堀田庄三(愛知)
東法前澤龍一(長野)	東經丸山誠一(長野)	東法峰村英薫(長野)
東經宮尾五郎(長野)	京文宮脇信雄(和歌山)	村上一武(長野)
東經柳澤光一郎(長野)	東經横川直(埼玉)	

文科 (乙)

東法綾部哲雄(大分)	千醫荒木智夫(兵庫)	東法石田三朝(東京)
京法伊藤重藏(石川)	新醫今川與曹(長野)	京經上坂良雄(福井)
東文江崎當一(岐阜)	東經岡田宗司(東京)	東文沖一郎(兵庫)
東法可知博一(岐阜)	東法金原進(長野)	龜田國雄(兵庫)
京法河村東洋(岐阜)	東經櫻井武(山梨)	京法鈴木淳平(長野)
京法高山旭(長野)	東法高山德一(北海道)	東經高山洋吉(長野)
千醫竹居勇(山梨)	東經竹口健次(兵庫)	京經田中十一(愛知)
東文田村次良(東京)	京法常松五藏(東京)	京法野溝專造(長野)
京文羽生功(長野)	東法平林靜雄(長野)	東法藤井操一(廣島)
京法古橋浦四郎(愛知)	東法降旗英彌(長野)	東法堀内重忠(長野)
東法宮本槻治(長野)	東經村津要(福島)	東經柳澤清(長野)
東法若見二郎(長崎)		

理科 (甲)

東工明川	清(東京)	京工飯島容男(長野)	京工池田一男(静岡)
九醫池田千壽(長野)	東農市川文男(長野)	京工奥原芳譽(長野)	
東工大石勇(京都)	東北醫大城俊彦(沖繩)	東農小鹽力(京都)	
京交河野豪(長野)	京工柿崎小四郎(長野)	東工金澤三郎(和歌山)	
京工北野廣雄(長野)	東理功力金二郎(山梨)	東農熊谷恭治(長野)	
京理篠田軍治(千葉)	京工白川壽美男(長野)	東醫進土正夫(静岡)	
東文土橋長俊(長野)	東農戸倉章(神奈川)	京醫長谷川準繩(栃木)	
京工馬場陪美(長野)	九工細井潤三(栃木)	京經増澤六郎(長野)	
京工松尾虎一(長野)	東經三宅三郎(東京)	京工望月要(山梨)	
東文安田卯之助(東京)	京工山岡茂(長野)	東農吉川清一(長野)	
東文渡邊平藏(東京)			

理科 (乙)

東農赤澤温(長野)	東文新井重美(長野)	東工市川新一(東京)
東農今井善六(長野)	東農岡野公次(石川)	新醫小野光仁(長野)
東農小原吉之助(神奈川)	大西益太郎(長野)	東文片山尙(長野)
京醫加藤英男(長野)	東醫小林茂生(三重)	慶醫近藤通六(東京)
東農白木徳七(長野)	東文關秀一(長野)	東農關通成(長野)
東醫千葉英一(長野)	慶醫柝原潤(群馬)	東醫富田眞雄(東京)
東農永田康一(長野)	京理中村留雄(長野)	東文永持道弘(長野)
京工長谷川弘隆(愛知)	林善(長野)	東北理林威(長野)
京醫平林祐三(長野)	東農松浦元治(群馬)	東農宮川清人(長野)
京工宮坂賀六(長野)	東文山内憲禱(佐賀)	千醫横山得美(長野)

第九 生徒道府縣別表

道府縣	科組		北海	東	京	大	神	兵	新	埼	群	千
	甲組	乙組										
道	二	三	一	四	一	一	三	一	一	一	一	二
府	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北海	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	九	八	六	一五	一七	二	二	四七	三		

道府縣	科組		茨	栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福
	甲組	乙組												
道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
府	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
縣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
靜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	二	二	五	六	一	二	七	七	一	六	一	二	五

總計	鹿兒島	熊本	佐賀	大分	福岡
四〇	一		一		
四〇			一	一	
三八					
三七				一	
三八					
三五	一				
四〇		一			
三九					
三九					
四〇					
三七		一			
三九					一
四六二	二	二	二	二	一

高知	愛媛	徳島	和歌山	岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井	山形	岩手
			一								
				一	一				一		
				一						二	
			一	一	一				一		一
		二	一						一		
一	一	一		一							
一			一	一							
				一		一	一				
		一				一	一				
							一				
			一								
		一	一	一				一			
二	一	五	六	七	二	二	三	一	三	二	一

第十 生徒年齢別表

科年	年齢		平均
	最高	最低	
文科第三學年	二七、一一	一八、〇三	二一、〇二
理科第三學年	二八、〇九	一七、一〇	二〇、一一
文科第二學年	二四、〇二	一七、〇二	一九、一一
理科第二學年	二六、一一	一七、〇四	二〇、〇〇
文科第一學年	二三、〇三	一六、〇二	一九、〇一
理科第一學年	二二、〇九	一六、〇一	一八、〇七

松本高等學校校友會會則

第一條 本會ハ松本高等學校校友會ト稱シ本校ノ教養ト相俟テ會員ノ心身ヲ練磨シ相互親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ左ノ二種會員ヲ以テ組織ス

通常會員 本校生徒

特別會員 本校職員

但シ特ニ會長ノ推薦ニヨルモノヲ以テ名譽會員トスルコトアルヘシ

第三條 本會ノ會費ヲ左ノ如ク定ム

通常會員 一學年八圓トシ第一學期授業料ト共ニ納付スルモノトス

特別會員 一定ノ金額ヲ釀出スルモノトス

通常會員ハ入會ノ際會費ト共ニ入會金五圓ヲ納ムルモノトス

第四條 本會ニ左ノ諸部ヲ置ク

庶務部	文藝部	講演部	劍道部
柔道部	野球部	庭球部	競走部
山岳部	水上部	音樂部	

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一 名 本校校長ヲ推戴ス

副會長 一 名 特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

理事長 一 名 特別會員ノ理事中ヨリ會長之ヲ委囑ス
（二名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
 四名ハ通常會員ノ互選ニヨリ文科理科各二名トス）

理事 六 名 特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

部長 各部一名 各部委員ノ互選ニヨル

委員長 各部一名 各部委員ノ互選ニヨル

委員 各部若干名 通常會員ノ互選ニヨル

主計 三 名 本校職員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

但シ庶務部ノ役員ハ會則第八條ノ規程ニヨル

第六條 本會役員ノ任務左ノ如シ

- 一、會長ハ本會會務ヲ總理ス
- 一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル
- 一、理事長ハ理事主計ノ事務ヲ管理ス
- 一、理事ハ庶務部ノ事務ヲ處理シ豫算査定ノ任ニ當ル
- 一、部長ハ其ノ部ノ事務ヲ管理ス
- 一、委員長ハ其ノ部ノ委員ヲ代表シ其部ノ事務ヲ掌ル
- 一、委員ハ其ノ部ノ常務ヲ取扱フ
- 一、主計ハ本會會計ノ事務ニ當ル

第七條 通常會員中ヨリ選出シタル役員ノ任期ハ一年トシ毎年一月改選ヲ行フモノトス

第八條 庶務部ハ理事長、理事及主計ヲ以テ組織シ本會會計庶務其他各部ニ屬セサル一切ノ事務ヲ處理ス

第九條 豫算會ヲ左ノ三種ニ分ツ

豫算説明會

豫算査定會

豫算總會

豫算會ハ會長之ヲ召集シ理事長ヲ以テ議長トス

第十條 豫算説明會ハ理事長、理事、部長、委員長並ニ各部ノ委員ヨリ選出シタル一名宛ノ代表員ヲ以テ組織ス

各部ノ委員長ハ其ノ部ノ豫算原案ヲ提出シテ之ヲ説明スルモノトス

第十一條 豫算査定會ハ理事長、理事ヲ以テ組織シ各部ノ豫算案ニ就キ査定ヲ行ヒ豫算總會ニ提出スヘキ豫算原案ヲ作製スルモノトス

第十二條 豫算總會ハ理事長、理事、部長、委員長並ニ各部委員ヨリ選出シタル一名宛ノ代表委員ヲ以テ組織シ豫算査定會ノ作製シタル豫算案ニ基キテ當該年度ノ豫算ヲ議決スルモノトス
但シ理事及部長ハ表決權ヲ有セス

第十三條 豫算總會ハ表決權ヲ有スル總員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第十四條 本會會計規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 本會會則ハ役員總數ノ三分ノ二以上賛成アルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

第十六條 會長ハ豫算會議ノ外必要ニ應シ隨時役員ノ全部若ハ一部ヲ召集シテ會議ヲ開クコトアルヘシ

第十七條 各部ノ細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クヘキモノトス

松本高等學校校友會會計規程

第一條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 本會ハ會費ノ全部、入會金總額ノ四分ノ三、基本金ヨリ生スル利子及其他ノ收入ヲ以テ歳入トス

第三條 本會ノ歳出ハ歳入金額ヲ以テ之ニ充テ左ノ二種ニ分ツ

各部經常費 豫備費

第四條 豫備費ハ歳入總額ノ百分ノ五以上十以内トス

第五條 本會ノ歲出豫算ハ每會計年度ノ初メ豫算會ニ於テ之ヲ決議シ會長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第六條 各部ノ豫算殘額ハ其ノ部ノ豫備費トス

但シ場合ニヨリ役員總會ノ協賛ヲ經テ其ノ一部若ハ全部ヲ翌年度ノ豫算ニ編入スルコトヲ得

第七條 各部ニ於テ支拂ヲナサントスル時ハ其ノ都度部長ヲ經テ庶務部ヘ支拂請求書ヲ發スヘシ

第八條 各部ハ四月中ニ其ノ部前年度ノ決算報告書ヲ庶務部ニ差出スヘキモノトス

第九條 庶務部ハ五月末日迄ニ本會前年度歲入歲出決算報告書ヲ發表スヘキモノトス

第十條 本會ノ基本金ハ入會金總額ノ四分ノ一及基本金トシテ特ニ指定セラレタル寄附金ヲ以テ其ノ財源ニ充ツ

關係法令

第五條 本會ノ歳出豫算ハ毎會計年度ノ初メ豫算會ニ於テ之ヲ決議シ會長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第六條 各部ノ豫算殘額ハ其ノ部ノ豫備費トス

但シ場合ニヨリ役員總會ノ協賛ヲ經テ其ノ一部若ハ全部ヲ翌年度ノ豫算ニ編入スルコトヲ得

第七條 各部ニ於テ支拂ヲナサントスル時ハ其ノ都度部長ヲ經テ庶務部ヘ支拂請求書ヲ發スヘシ

第八條 各部ハ四月中ニ其ノ部前年度ノ決算報告書ヲ庶務部ニ差出スヘキモノトス

第九條 庶務部ハ五月末日迄ニ本會前年度歳入歳出決算報告書ヲ發表スヘキモノトス

第十條 本會ノ基本金ハ入會金總額ノ四分ノ一及基本金トシテ特ニ指定セラレタル寄附金ヲ以テ其ノ財源ニ充ツ

關係法令

關係法令

一、高等學校令（大正七年十二月 勅令第三百八十九號）

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之

ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校ハ高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年ト

ス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等

學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、尋常小學

校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校

第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレ

タル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二

項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一 學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒

ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ

要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ太正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

二、高等學校規程 (抄) (大正八年三月 文部省令第八號)

第一章 學科課程及教科書

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル 勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸獎スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智德ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス
歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現状ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス
哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得セシメ思考ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ要旨トス
心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得モシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス
要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ

兼テ觀察工夫ノカヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精

確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便宜主

要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ

以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授ケヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ

以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授ケヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習

慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授ケヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		

哲學概説									
心理及論理									
法制及經濟									
數學			三						
自然科學			二						
體操			三						
計			二九 (三三)						
			二九 (三三)						
			二八 (三二)						

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス 但シ生徒ノ志望ニ依リ
 第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第
 二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年
第一外國語	第一學年
	第二學年
	第三學年

第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	三一 (三四)	三一 (三四)	三〇 (三三)

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ
 第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

學科目	學年
修身	第一學年
	第二學年
	第三學年
國語及漢文	第一學年
	第二學年
	第三學年
第一外國語	第一學年
	第二學年
	第三學年
第二外國語	第一學年
	第二學年
	第三學年
數學	第一學年
	第二學年
	第三學年
物理	第一學年
	第二學年
	第三學年

化學									講義三五 實驗二四
植物及動物	二			二					
礦物及地質	二								
心理				二					
法制及經濟	二								
圖畫	二			二				[二]	
體操	三			三				三	
計	二八 (三三)			二八 (三三)				二八 (三三)	

第三學年ノ數學〔二〕及圖畫〔二〕ト第三學年ノ植物及動物〔講義二實驗二〕トハ生徒ヲシテ其一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス 但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第

二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	一〇 (三三)	一二 (三四)	一二 (三四)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之レヲ定ムヘシ 但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス 但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上高等科ニ在リテハ每學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス 但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得
第二十七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舎、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舎ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘシ

校舎ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一、學則、日課表及教科用圖書配當表
- 二、職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
- 三、生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
- 四、試驗ノ問題、答案及成績表
- 五、資産原簿、出納簿、經費豫算、決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一、名稱
- 二、高等學校令第七條ノ事項
- 三、學則
- 四、各科ノ生徒定數
- 五、位置及校地
- 六、校舎ノ圖面及建設ノ設計
- 七、開校ノ期日

八、經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添附スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタルモノハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ試験ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニヨリ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ 但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ 但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入

學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限り試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ 但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考査シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、專攻科ヲ卒リタル者ニ

ハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五、出席常ナラザル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一、學年、學期及休業日ニ關スル事項

二、學科課程、教授時數ニ關スル事項

三、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四、生徒入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五、授業料入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ヘ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試験檢定規程及高等

學校大學豫科入學者選拔試驗規定ハ之ヲ廢止ス

二、官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程 (大正八年四月 文部省令第十四號)

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選拔試驗ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數選拔試驗ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試驗ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス 但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試驗ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選拔試驗ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ 指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試驗ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類ニ箇以上(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル

第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

一、各高等學校ニ於テ各科毎ニ其科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試驗ノ成績順ニ依リ選出ス

二、前號ノ場合ニ於テ試驗成績相同シキハ抽籤ニ依ル

三、前二號ニ依リ選出スル人員ニ就キ試驗ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配

當ス

- 四、前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス
 - 五、本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス
- 前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリシテ施行ス

四、高等學校高等科入學資格試驗規程 (大正八年三月 文部省令第九號)

- 第一條 高等學校規定第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ
- 第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年トテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第五條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題、答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ

第六條 中學校ニ於テ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

五、專門學校入學者檢定規程 (明治三十六年三月 文部省令第十四號)

- 第一條 專門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業セサル者ハ此規程ニ依リ檢定ヲ受クヘキモノトス
- 第二條 檢定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、年齡 男ハ滿十七年以上女子ハ滿十六年以上ナルコト
- 二、身體健全ナルコト
- 三、品行方正ナルコト
- 四、現ニ中學校若ハ高等女學校ニ在學セサルコト
- 第三條 檢定ヲ分テ試驗檢定、無試驗檢定ノ二トシ試驗檢定ハ官立、公立ノ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ニ於テ便宜之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ當該專門學校ニ於テ生徒入學ノ際之ヲ行フ
- 第四條 試驗檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校若ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ卒業ノ程度トス 但シ中學校若ハ高等女學校ニ於テ加除シ又ハ課セサル事ヲ得ル學科目ハ之ヲ省ク
- 第五條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ニ於テハ試驗檢定ニ合格シタル者ニハ試驗檢定合格證書ヲ交付スヘシ
- 第六條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ニ於テハ試驗檢定ノ問題、答案及成績表ハ五箇

年以上保存スヘシ

第七條 官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ハ試驗檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第八條 左ニ掲クル者ハ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一、文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校若ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者

六、文部省直轄諸學校官制（抄）

（明治二十六年八月勅令第八十六號）

第一條 文部省直轄諸學校左ノ如シ

東京高等師範學校	廣島高等師範學校	東京女子高等師範學校
奈良女子高等師範學校	盛岡高等農林學校	鹿兒島高等農林學校
上田蠶絲專門學校	東京高等蠶絲學校	京都高等蠶業學校
鳥取高等農業學校	三重高等農林學校	宇都宮高等農林學校
神戸高等商業學校	長崎高等商業學校	山口高等商業學校

小樽高等商業學校	名古屋高等商業學校	福島高等商業學校
大分高等商業學校	彦根高等商業學校	和歌山高等商業學校
第一高等學校	第二高等學校	第三高等學校
第四高等學校	第五高等學校	第六高等學校
第七高等學校造士館	第八高等學校	新潟高等學校
松本高等學校	山口高等學校	松山高等學校
水戸高等學校	山形高等學校	佐賀高等學校
弘前高等學校	松江高等學校	東京高等學校
大阪高等學校	浦和高等學校	福岡高等學校
靜岡高等學校	高知高等學校	富山藥學專門學校
東京高等工業學校	大阪高等工業學校	京都高等工業學校
名古屋高等工業學校	熊本高等工業學校	米澤高等工業學校
桐生高等工業學校	橫濱高等工業學校	廣島高等工業學校

金澤高等工業學校	仙臺高等工業學校	明治專門學校
東京高等工藝學校	神戸高等工業學校	濱松高等工業學校
德島高等工業學校	秋田鑛山專門學校	神戸高等商船學校
東京外國語學校	大阪外國語學校	東京美術學校
東京音樂學校	東京盲學校	東京聾啞學校

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長
教授
生徒監
助教
書記

第七條 校長ハ勅任又ハ委任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ委任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ専ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

七、文部省直轄諸學校職員定員令 (抄) (明治三十五年三月 勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任教員ノ定員左ノ如シ

松本高等學校	校長	教授	教諭	助教	助教諭	訓導	保姆	助手	書記
	一人	二十五人	一	四人	一	一	一	一	五人
									大正十年三月勅令第五十號改正

八、文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年十一月 文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認めタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ 但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

九、臺灣、朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ

外國人特別入學規程準用 (明治四十四年四月文部省訓令第十六號)

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

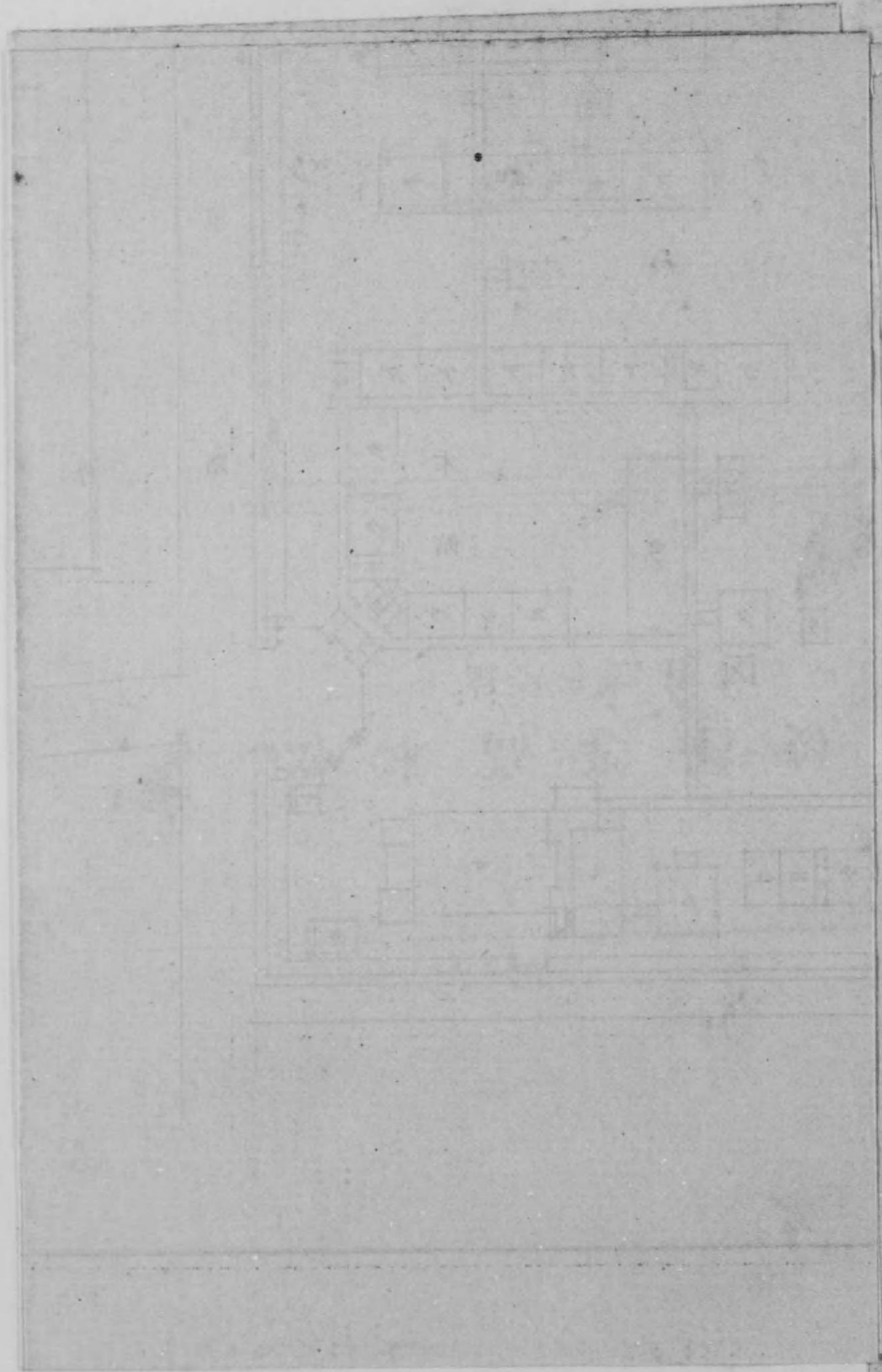
十、文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規定 (明治三十八年十月文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

十一、帝國大學及文部省直轄諸學校

雇外國人使用ニ關スル規定 (明治二十六年九月勅令第九十六號)

帝國大學、官立大學及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長、官立大學長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

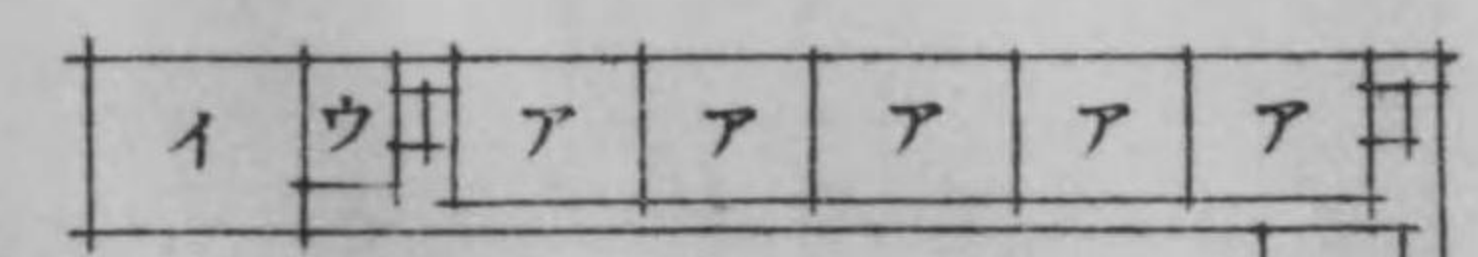
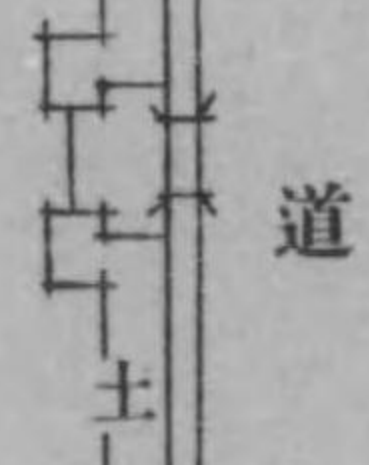
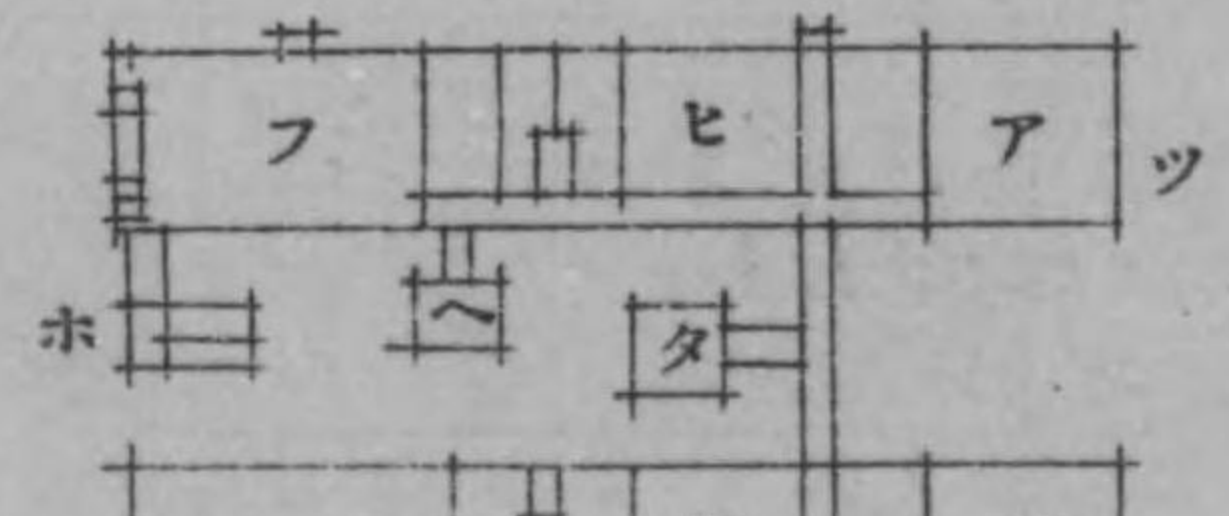
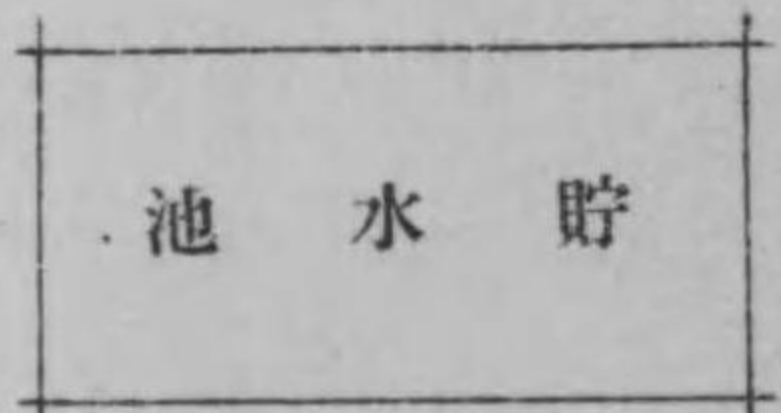


此圖係...
 凡欲...
 其...
 之...
 者...
 宜...
 慎...
 勿...
 誤...
 此...
 圖...
 係...
 之...
 實...
 也...

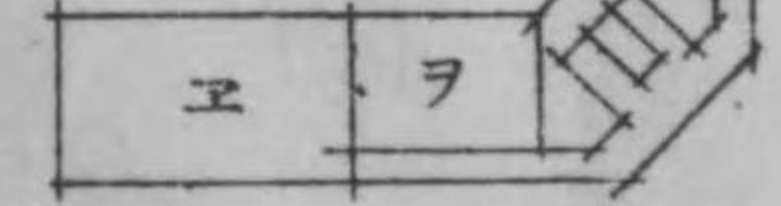
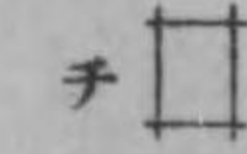
松本高等學校略圖

縮尺二千百分之一

ル



本館

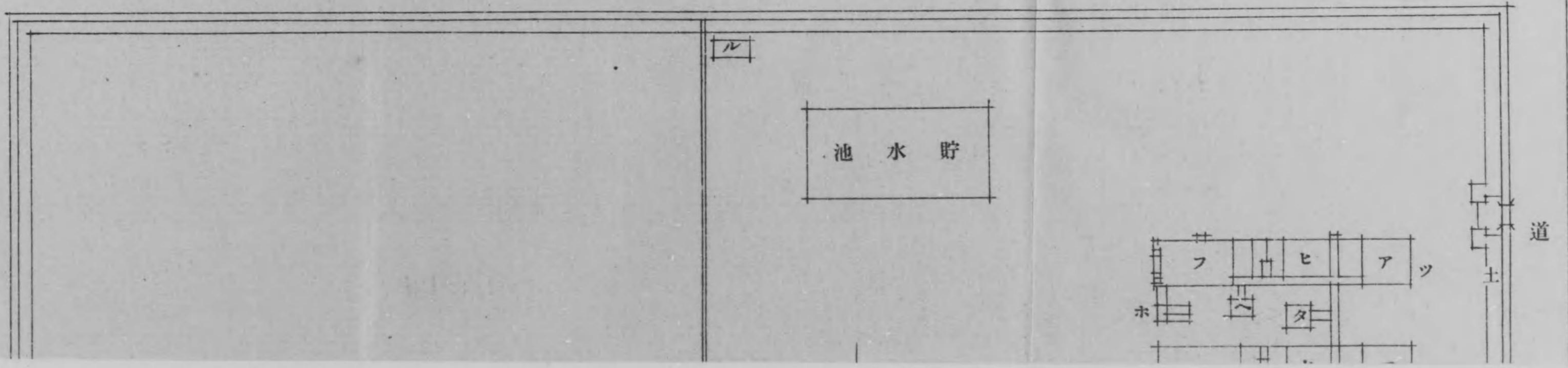


二階平面

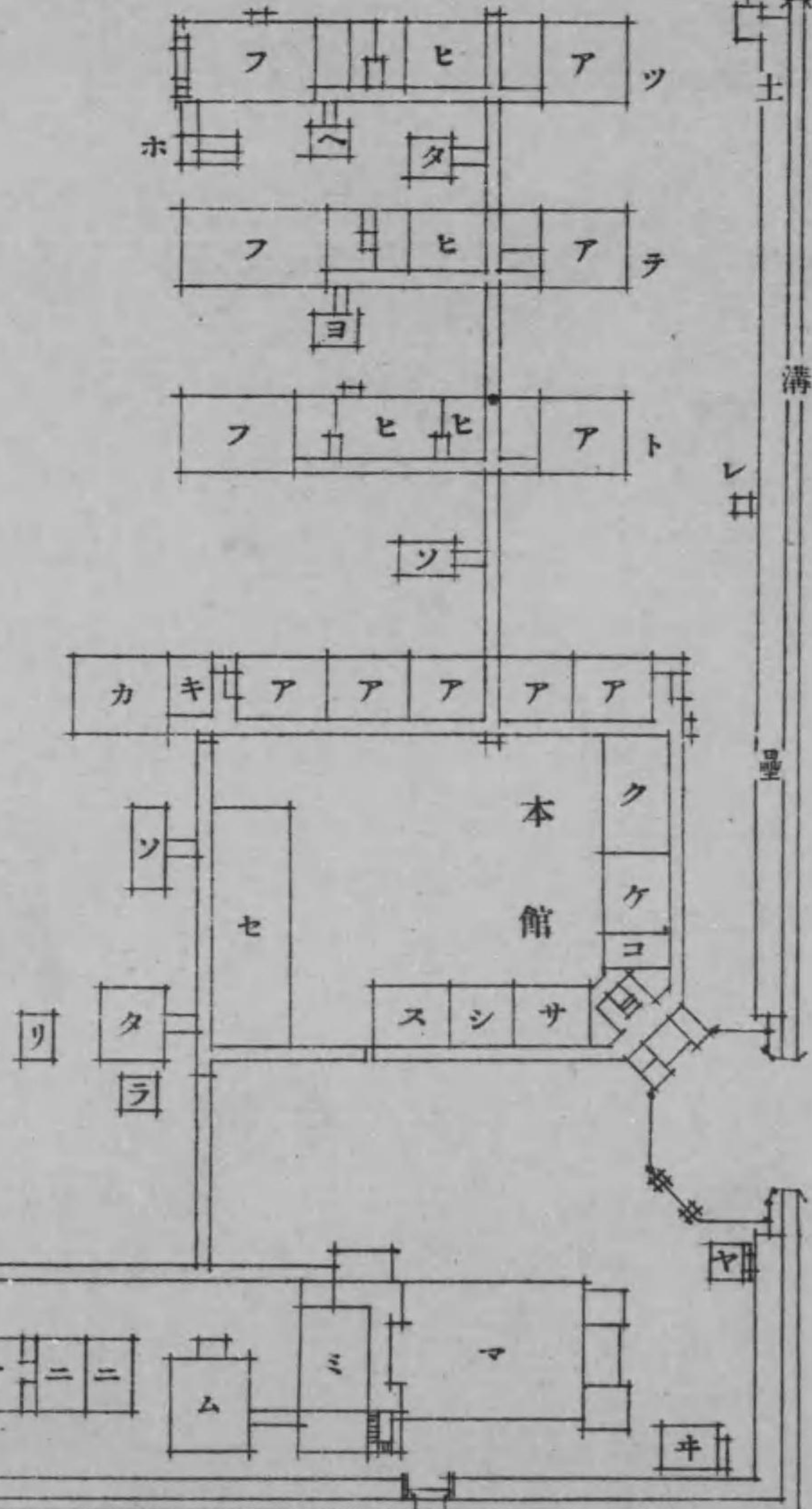
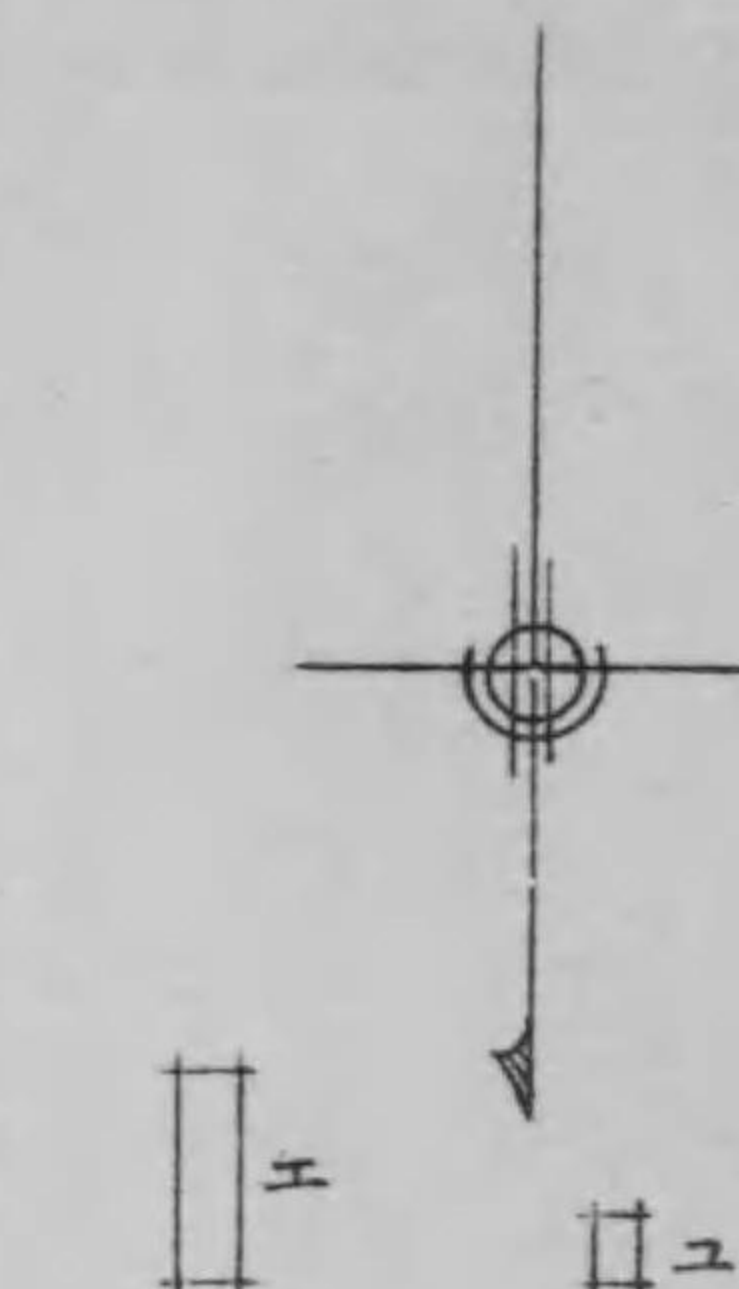
松本高等學校略圖

縮尺二千百分之一

ア	イ	ウ	エ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ
教	議	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附	附
室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室
又	ネ	ホ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	井	ユ	エ	ヨ	ラ	リ	ル	レ
寄	食	炊	病	標	實	藥	硫	講	閱	書	倉	柔	巡	供	温	蓄	井	石	瓦	瓦
宿	事	事	本	本	品	化	水	素	覽	庫	庫	劍	視	待	池	家	炭	炭	小	小
舍	堂	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	道	講	所	室	館	庫	庫	屋	屋



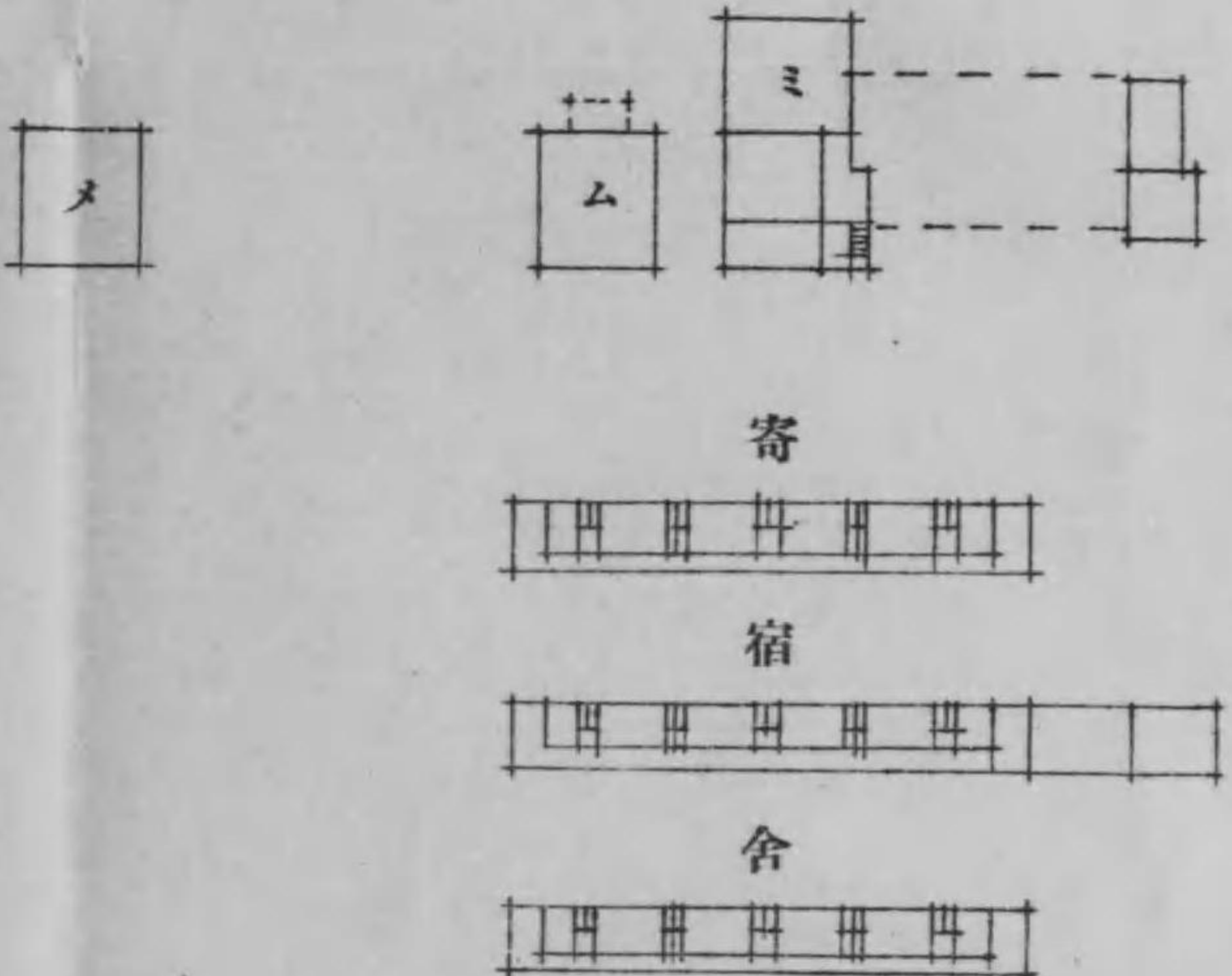
貯水池



道
溝
路



二階平面



既設建物總坪數	敷地總坪數
二七六坪九〇	二〇,〇〇〇坪

例凡		
既設建物	工事中建物	石橋

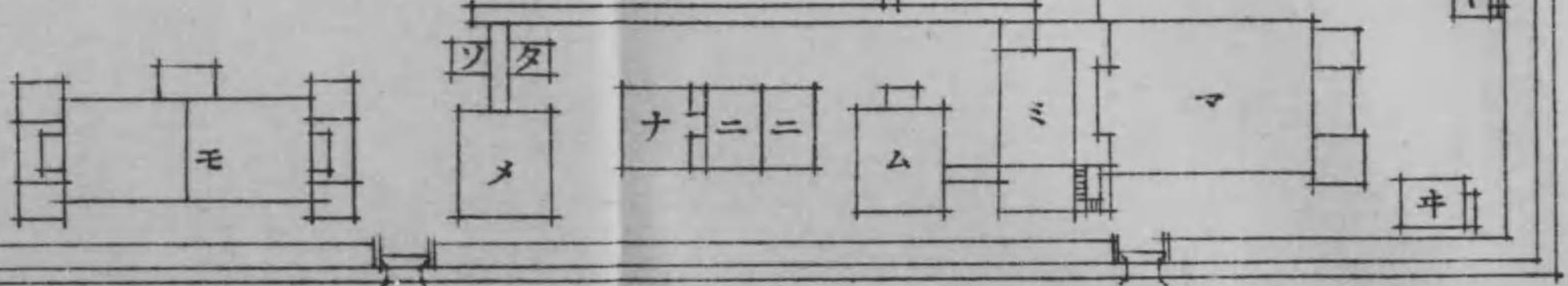
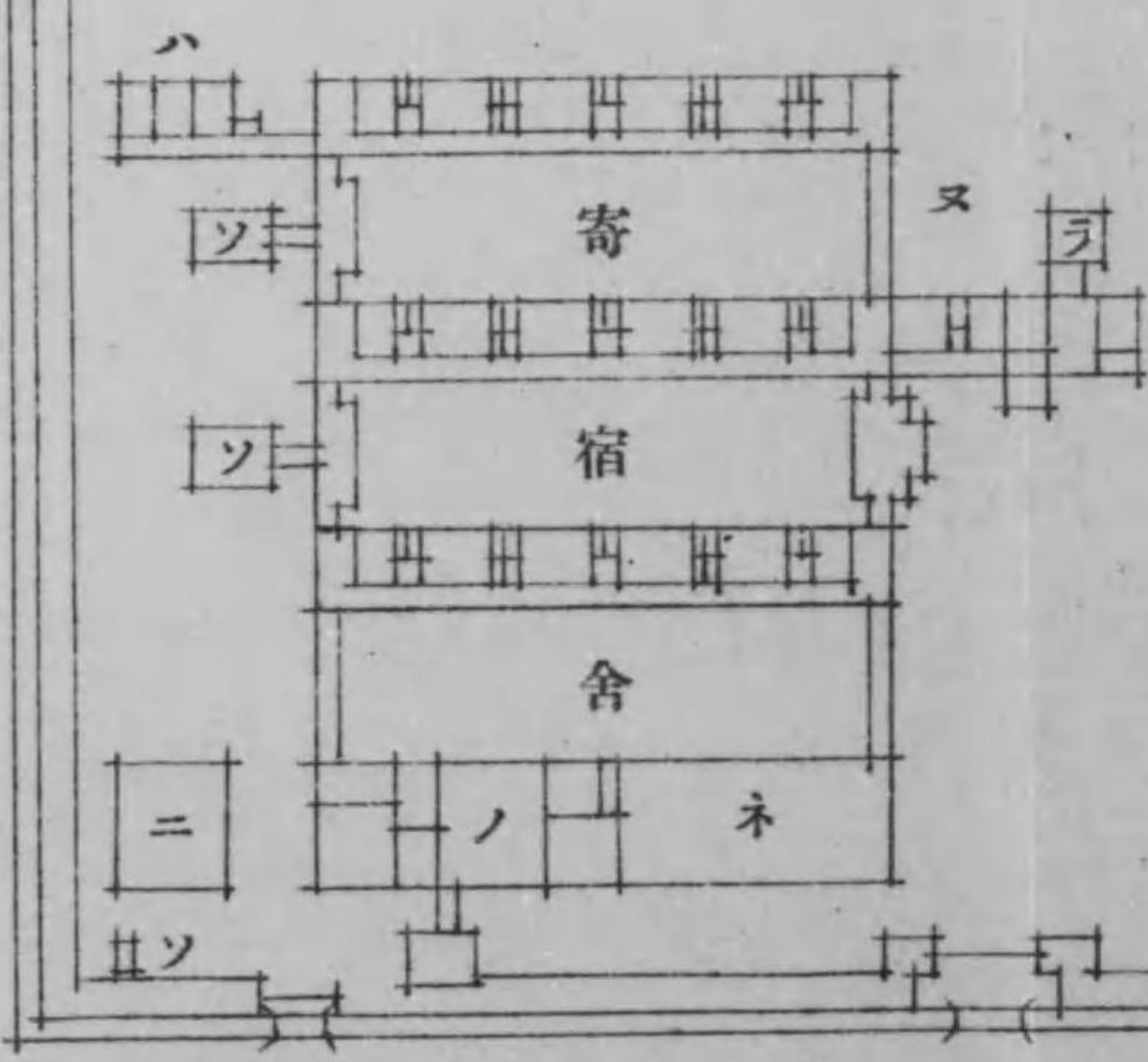
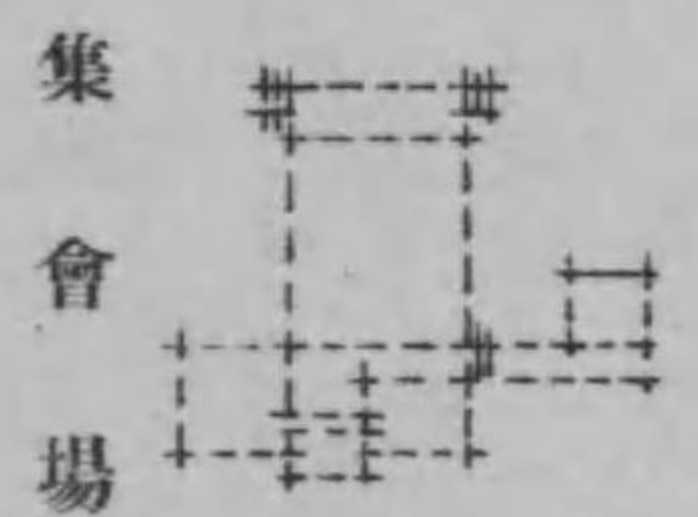
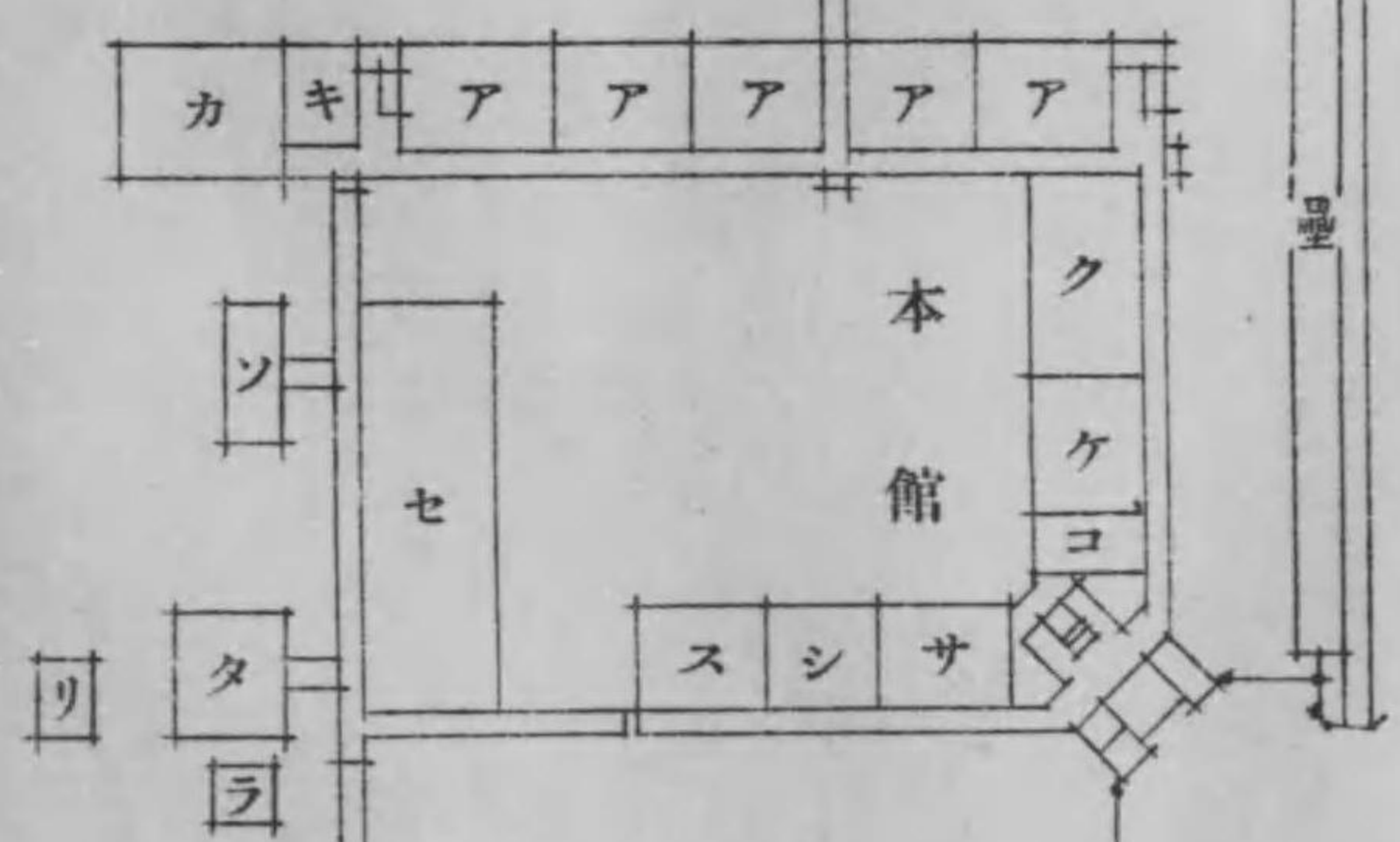
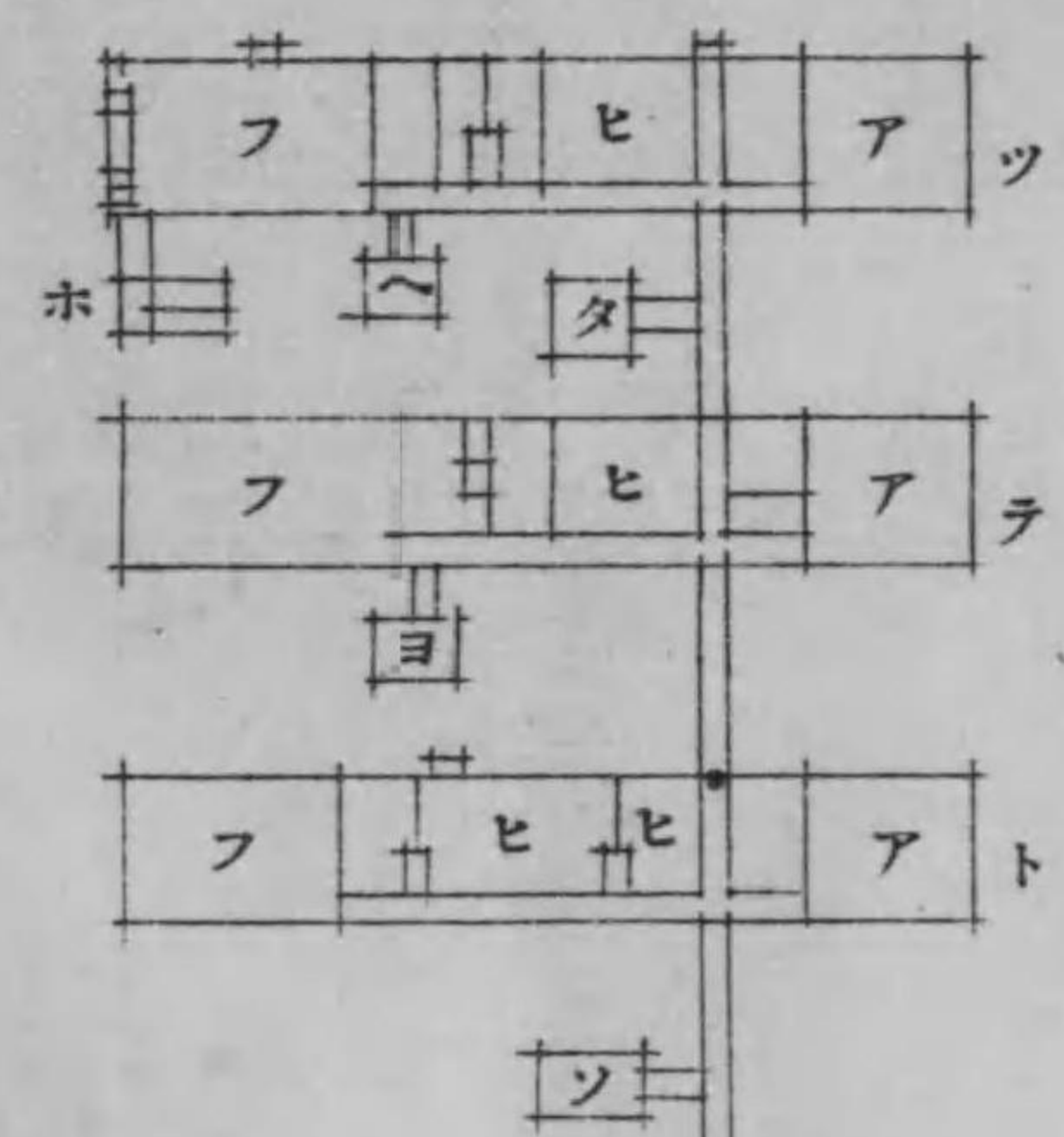
貯水 池

道

溝

路

メ



263
19

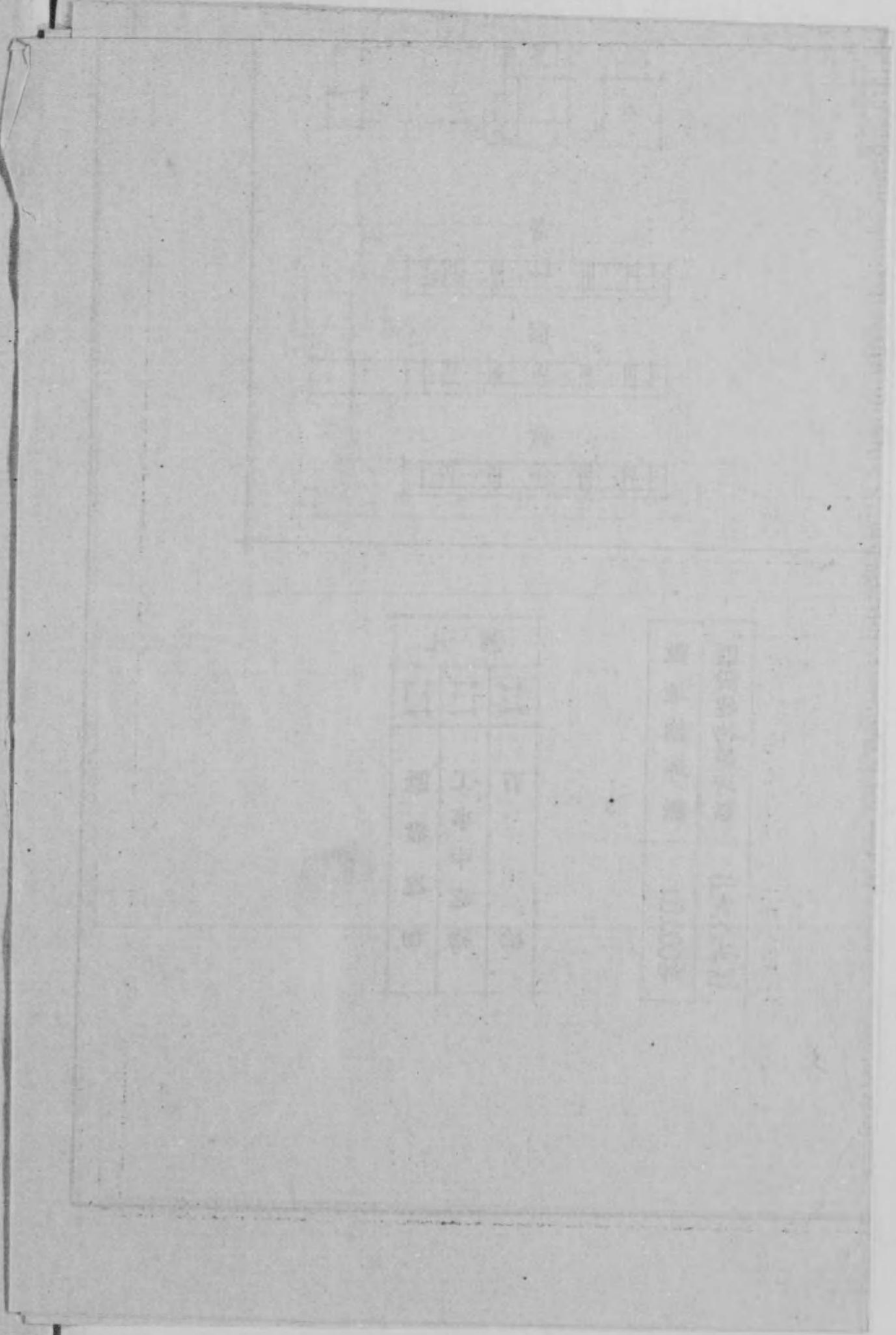
大正十二年九月二十日印刷
大正十二年九月二十五日發行

編輯兼
發行

松本高等學校

長野縣松本市萩町六四〇番地

印刷者 佐野豊太郎



283
別庫
19

終

